

フランスの金融法制〔I〕

早稲田大学フランス商法研究会

大野實雄

金澤 理 中村真澄 福井 守

奥島孝康 井上治行 荒木正孝

〔目次〕

1. 銀行業法（1941年6月13日の法律）
2. 金融業者法（1941年6月14日の法律）
3. 民間銀行運営令（1946年5月28日の命令第46—1247号）
4. 銀行国有化法（1946年12月2日の法律第45—015号）
5. 国有銀行運営令（1945年5月28日の命令第46—1246号）
6. 国有銀行等従業員持株法（1973年1月4日の法律第73—8号）
7. 国有銀行等従業員持株法施行令（1973年7月4日の命令第73—604号）
8. 証券販売法（1972年1月3日の法律第72—6号）

1. 銀行業の規制および組織に関する 1941年6月13日の法律（銀行業法）

第1章 銀行業の規制，銀行の意義，銀行業の禁止

第1条 〔銀行の意義，本法の適用範囲〕

①預金その他の形式のもとに，公衆からの資金の受入を営業とし，かつこの資金を自己の計算において手形割引，貸付その他の金融取引に運用する企業その他の施設または機関は，これを銀行とみなす。

②本法の規定は，フランス（またはアルジェリア）において前項の事業を営む私企業たる銀行に対してこれを適用する。

③本条第1項に定める業務を営む公共事業体および公企業ならびに特別法上の地位を与えられた銀行に対しては，財政経済担当大臣の命令をもって，必要な修正を加えたうえ，本法を拡張して適用する。

第2条 〔公衆から受入れた資金とみなされる場合—その1〕

①つぎに掲げるものを除き，企業その他の者が，その形式のいかんを問わず，第三者からまたは第三者の計算において受入れかつ返還すべき義務を負う資金は，これを本法第1条にいう公衆から受入れた資金とみなす。

a) （1970年7月9日の法律第70—601号第15条により改正）《企業の法的形態のいかんを問わず，企業の資本を構成しまたは増加するために受入れた資金ならびに転換社債の発行による資金》

b) 有限会社もしくは合名会社社員，または合資会社の無限責任社

員もしくは有限責任社員から受入れた資金またはこれら社員により会社の口座に払込まれた資金

- c) 企業その他の者が銀行業またはこれに付帯する事業を営む者から証券の買戻し条件付売買により、または手形割引もしくは借入金の形式のもとで取得する資金

- d) 資本の10パーセントを超えない従業員の預金

②(1970年7月9日の法律第70—601号第15条により改正)《債券の発行または株式に転換することのできない社債の発行による資金は、常に公衆から受入れた資金とみなす。》

第3条 [銀行以外の者による預金受入の禁止]

①銀行以外の企業は、公衆から要求払預金または2年未満の定期性預金を受入れることができない。

②企業がその従業員から受入れる預金は、これを前項の規定の適用につき公衆から受入れる預金とみなす。ただし、その預金の額が企業の資本の10パーセント未満であることを企業が証明できるときはこのかぎりではない。

第4条 [当座預金による資金の受入]

企業その他の者が、第三者のためにする約定をもって、または約定なくして、自己の事業活動の必要のために処分する権利をもって、預金者のために金銭の出納業務を行ない、とくに預金残高を限度として、小切手振替その他すべての方法をもってする預金者の指図にもとづき預金者または第三者のために支払いをなすことを引受け、かつ（前記企業その他の者が）預金者との合意をもって、または慣習により預金者のために受領すべきすべての金銭を受入れてこれを預金残高に加算すべきことを引受けたうえ、預金者の請求にもとづき受入れるすべて

の資金は、その名称のいかんにかかわらず、これを預金の形式のもとに受入れた資金とみなす。

第5条 〔預金とみなされる資金—その2〕

つぎに掲げる資金はこれを預金とみなす。

- a) 交互計算の残高が貸越となる場合においても、交互計算において受入れた資金
- b) 払戻に通知または満期の到来を要する資金。ただし、本法第1条および第27条第2号に定める者以外の企業その他の者につき、2年以上の払戻期限のある資金は本法第3条の適用についてはこれを預金とみなさない。
- c) 預金者から、その特別の用途に充てる約定をもって受入れた資金。ただし、預金者との合意または特別法により、その用途に充てられるまで受寄者が自己のためにその預金を使用する権利を有しない旨が明文をもって定められていた場合はこのかぎりではない。
- d) 受寄者が資金を受入れるに当り、利息を表章する証書をとまうと否とにかかわらず、約束手形または期限付金銭債券の交付を要する預金

第6条 〔銀行業を営む会社の形態〕

銀行営業を目的とする会社は、合名会社、合資会社、株式合資会社または可変資本制でない株式会社の形態のもとにおいてのみ、これを設立することができる。

二
三
七

第7条 〔銀行営業を禁止される者〕

(1951年5月24日の法律第49条により改正) つぎに掲げる者は、い

かなる者も営業として銀行取引を行ない、または銀行取引を目的とする会社もしくはその支店において、その資格のいかんを問わず、指揮し、管理し、もしくは業務の執行をなすこと、または委任をうけて銀行のために銀行取引に関する文書に署名することができない。

- 1° 一定の有罪判決を受けた者および破産宣告を受けて復権を得ない者に対して銀行営業を禁止する1930年6月19日の法律第1条および第2条の適用を受けた者
- 2° (1975年7月10日の法律第75—601号により改正)《フランス国籍を有しない者またはヨーロッパ経済共同体加盟国の国民でない者》。ただし、財政担当大臣が個別的な特例を認めた者はこのかぎりではない。
- 3° 破産および破産犯罪に関する法令を会社の業務執行者および取締役に適用する1935年8月8日の命令第2条および第3条により有罪判決を受けた者。

銀行の最低資本額

第8条 [最低資本額の決定方法等]

①すべての銀行は、その資本が少なくとも財政経済担当大臣の命令によって定められた金額に達していることを、その貸借対照表において証明しなければならない。

②(1966年1月25日の命令第66—81号により改正)前項の最低資本額は、銀行が、株式会社もしくは株式合資会社の形態のもとに設立されているか、またはその他の形態のもとに設立されているかにより、および預金銀行、投資銀行もしくは中長期信用銀行のうち、いずれの種類に属するかにより、ならびに銀行の継続的営業所の数が2ヵ所を超えているか否かにより、異なった額を定めることができる。(1972

年2月4日の命令第72—103号により改正)《最低資本額はまた、経過した2営業年度末の貸借対照表上の資産総額および欄外注記の債務額を斟酌して、これを定めることができる。》

③《最低資本額は、銀行監督委員会の定める期間内に、これを全額払込まなければならない。銀行監督委員会は、すべての銀行に対して、資産額が最低資本額および第三者に対して負担する負債の総額を現に超過していることの証明を請求する権限を有する。》

銀行登録簿—「銀行」名を使用する権利

第9条 〔登録簿の作成、通知および公示〕

①(1975年7月10日の法律第75—601号により改正)《第27条に定める銀行、企業その他の金融業者の組織常設委員会(以下、「組織委員会」と称する)は、本法に定める条件にしたがい、フランスにおいて事業を営む銀行の最新の登録簿を作成し、かつ保管しなければならない。》

②最初の登録簿およびこれに加えられた変更は、本法第48条に定める銀行監督委員会(以下、「監督委員会」と称する)および第24条に定める銀行業協会にこれを通知しなければならない。

③登録簿およびその変更は、これを官報に公示しなければならない。

第10条 〔登録簿への登録手続とその要件〕

前条に定める登録簿への登録申請は、銀行業協会を介してこれを行ない、銀行業協会は、その申請に意見書を添付しなければならない。組織委員会は、申請者が本法第1条、第6条、第7条および第8条に定める条件を具備し、かつ全国のおよび地域的な経済上の需要に照らして申請の許可を相当と認めるときは、これを登録しなければならない。

第11条 〔銀行登録簿からの抹消〕

組織委員会は、つぎに定める場合には、銀行登録簿からの抹消をしなければならない。

- 1° 本法第3章に定める条件にしたがい、監督委員会による抹消の命令があったとき
- 2° 銀行が全国的または地域的な経済上の需要に適合しないものと組織委員会が判断する場合、銀行業協会の意見を徴し、かつ第34条の規定の適用がある場合を除いて、組織委員会が抹消の決定をなしたとき
- 3° 当該銀行からの抹消の申請があったとき。

第12条 〔「銀行」名の使用の制限等〕

いかなる企業も、銀行登録簿への事前の登録を受けることなく、第1条に定める事業を営み、銀行、銀行業者または金融業者の文字をその商号および広告文書に表示し、またはその方法のいかんを問わず事業活動においてこれらの文字を使用することができない。

第13条 （1975年7月10日の法律第75—601号により廃止）

第14条 〔銀行登録簿から抹消された銀行の地位〕

第11条の適用にもとづき銀行登録簿から抹消された銀行は、組織委員会により与えられた6ヵ月を超えない期間であって、本法第38条に定める期日から起算する期間の満了後は、すべての銀行取引を停止しなければならない。ただし、登録簿から抹消された銀行は、上記の期間内は、銀行、銀行業者または金融業者の文字を使用することが許される。

フランスにおける外国銀行の規制

第15条 〔外国銀行〕

(1975年7月10日の法律第75—601号により改正) 本法の規定は、これを外国銀行に適用する。

年次貸借対照表および定期財務状況報告書、標準様式

第16条 〔年次計算書類の作成等〕

① (1970年11月25日の命令第70—1083号により改正) 《すべての銀行は、毎年、12月31日をもってその営業年度を終了する。銀行は、銀行監督委員会の作成する標準様式にしたがい、貸借対照表および損益計算書を含む年次計算書類を12月31日付で作成しなければならない。貸借対照表は、1969年8月12日の命令第69—810号に定める名簿に登録された1人または数人の会計監査人による監査証明を受けなければならない。銀行が株式会社または株式合資会社の形態をとる場合、会計監査人の数は、1966年7月24日の法律第66—537号(会社法)の第223条および第251条の規定にしたがってこれを定める。》

② (1966年1月25日の命令第66—81号により改正) 《銀行は、前項のほか、銀行監督委員会の定める日付をもって、かつ同委員会が作成した標準様式にしたがい、資産および負債の定期財務状況報告書を営業年度中に作成しなければならない。銀行監督委員会は、銀行の取引の規模を考慮して、財務状況報告書を毎月作成すべき銀行を指定する。その他の銀行は、3ヵ月ごとに上記報告書を作成しなければならない。》

③ 貸借対照表および定期財務状況報告書は、監督委員会の定める期

間内に、同委員会にこれを送付しなければならない。

④（1962年9月29日の命令第62—1130号により改正）《株式会社および株式合資会社の形態のもとに設立された銀行においては、経過した営業年度の計算書類を審査するため、毎年、5月31日前に株主総会を開催しなければならない。ただし、銀行監督委員会は、この場合に付加期間を与えることができる。》

監督委員会に対する情報の提供

第17条 〔監督委員会に対する情報の提供と過怠金〕

①銀行は、監督委員会の請求にもとづき、委員会の職務の遂行に必要なすべての情報、説明および証明を委員会に提供しなければならない。

②銀行監督委員会による情報提供の請求を拒否する銀行、または委員会による催告を受けてもその請求に応じない銀行は、遅延の日ごとに30フランを限度とする過怠金を支払わなければならない。過怠金の確定額は、監督委員会がこれを定める。過怠金は、本法第56条に定める費用の分担に充てるため、銀行業協会に支払うものとする。

貸借対照表および定期財務状況報告書の公示

第18条 〔計算書類の開示〕

①（1966年1月25日の命令第66—81号により改正）《銀行監督委員会は、銀行の中から、1907年1月30日の法律によって定められた官報の付録に年次貸借対照表および定期財務状況報告書を公示すべき銀行を指定する。》

②（1962年9月29日の命令第62—1130号により改正）銀行は、その

年次貸借対照表を自行の預金者、資金の貸主および借主ならびに手形その他の商業証券の譲渡人または譲受人に閲覧させなければならない。銀行が株式会社または株式合資会社の形態のもとに設立されているときは、銀行監督委員会の定めた標準様式にしたがい作成した貸借対照表および損益計算書を株主総会に提出しなければならない。

③銀行監督委員会は、3ヵ月ごとに、すべての銀行についてその財務状況を要約した報告書を官報の付録に公示するための手続を行なう。

④銀行監督委員会は、本条の適用のため、第16条に定める標準様式とは異なる様式を定めることができる。

制 裁

第19条 〔本法に違反する場合〕

本法に違反する行為をなした者は、これを監督委員会の宣告する懲戒処分に付し、かつ第20条ないし第23条に定める条件にしたがい、刑事裁判所の宣告する刑事制裁に処する。

第20条 〔第7条違反の罪〕

本法第7条に定める禁止行為をなした者は、これを1930年6月19日の法律第3条に定める制裁に付する。

第21条 〔第3条、第12条違反の罪〕

①銀行登録簿における登録を受けることなく自己の計算をもって、または銀行登録簿に登録されていない会社の計算において、本法第1条に定める事業を営み、または第3条に定める禁止行為をなし、または第12条に定める条件に違反して銀行、銀行業者または金融業者の文字を使用する者は、これを1ヵ月以上2年以下の禁錮および3,600フラ

ン以上60,000フラン以下の罰金またはそのいずれか一方の刑に処する。

②前項に定める罪は監督委員会、組織委員会または銀行業協会が共同し、または各別に行なう事前の告訴もしくは付帯私訴にもとづく場合にかぎり、これを訴追することができる。

③裁判所は、すべての場合、裁判所の指定する新聞紙上にその判決を全文をもって、または要約して公示し、かつ裁判所の指定する場所にその判決を掲示すべきことを命じることができる。ただし、判決の公示および掲示の費用は50フランを限度とする。

第22条 〔故意に不正確な情報を提供した者の罪〕

①銀行の代表者の資格において、監督委員会に対し故意に不正確な情報を提供した者は、これを3,600フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。

②前項の行為の累犯者は、これを3,600フラン以上360,000フラン以下の罰金および1ヵ月以上6ヵ月以下の禁錮に処する。

③本条の定める罪は、監督委員会または銀行業協会が共同し、もしくは各別に行なう事前の告訴または付帯私訴にもとづく場合にかぎり、これを訴追することができる。

④裁判所は、すべての場合、裁判所の指定する新聞紙上にその判決を全文をもって、または要約して公示し、かつ裁判所の指定する場所にその判決を掲示すべきことを命じることができる。ただし、判決の公示および掲示の費用は50フランを限度とする。

第23条 〔本法第9条および第15条違反の罪〕

①フランスで公衆に配布される文書において、第9条および第15条に定める銀行登録簿に登録されていない企業を《銀行その他の金融業者》と称する者、または同一の条件において上登録簿に登録すべ

き事業を営んでいない者を《銀行業者》と称する者は、銀行業協会に対して損害賠償の責任を負い、かつその者に悪意のある場合、これを3,600フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。

②前項に定める罪は、監督委員会または銀行業協会が共同し、または各別に行なり事前の告訴または付帯私訴にもとづく場合にかぎり、これを訴追することができる。

銀行業協会

第24条 〔銀行業協会への強制加入等〕

①第9条および第15条に定める銀行登録簿に登録されたすべての企業その他の事業体は、第1条第3項に定める規定の適用ある場合を除き、1901年7月1日の法律のもとで設立された銀行業協会に加入する義務を負い、かつ上記企業その他の事業体の定める定款を承認する組織委員会の監督のもとにおかれる。

②銀行業協会以外の銀行の同業組合その他の同業団体は、これを設立し、または維持することができない。ただし、特別法によって認められた事業体の共同機関はこのかぎりではない。

第25条 〔銀行業協会の任務〕

①銀行業協会は、各加盟銀行に対し、組織委員会の決定ならびに銀行に関する諸規則を実施し、銀行と組織委員会との間において仲介の労をとるべき義務を負い、かつ銀行と監督委員会との間においても仲介の労をとることができる。銀行業協会は、本法第10条および第33条に定める意見を表明しなければならない。

②銀行業協会は、銀行業務の条件、再編成および共同事業の創設など、銀行業の経営に関する問題を検討しなければならない。銀行業協

会は、これらの問題に関する合意の成立を促進し、かつ組織委員会から委託を受けて、銀行の設置する共同機関の有効な指揮を確保することができる。

③銀行業協会は、あらゆる審級において、銀行が当事者となっており、かつ銀行業の一般的利益がかかわっていると判断する訴訟に参加することができる。

第26条 〔懲戒権の授権と不服申立〕

①監督委員会は、銀行業に関する法令の違反、組織委員会の指令に対する違反、加盟銀行間に締結された合意および協定の違反に関する懲戒権を、財政経済担当大臣との合意をもって銀行業協会に授権することができる。

②前項の規定にもとづきなされた銀行業協会の決定に対しては、監督委員会に不服申立をすることができる。

第2章 銀行業組織常設委員会

設置および権限

第27条 〔組織委員会の設置とその権限の範囲〕

①銀行、企業その他の金融業者の組織常設委員会を設置する。この委員会の権限は、つぎの者に及ぶ。

- 1° 本法第9条および第15条に定める銀行登録簿に登録された企業
その他の金融業者
- 2° 前号の登録簿に登録されない者であっても、つぎに掲げる1または2以上の業務を営業として営む企業その他の者
 - a) 株式および社債、国債、手形・小切手または公債に関する取

引において、仲立人その他の仲介業者の行なう業務

b) 短期もしくは中期の信用取引または為替取引

c) 手形割引、証券担保金融または手形・小切手および公債の取立

②組織委員会の権限が前項第2号に定める特別法上の金融業者に対して拡張される範囲は、財政経済担当大臣の命令をもってこれを定める。

第28条 〔組織委員会の代表者〕

組織委員会は、法人格を有する。組織委員会は、裁判上および裁判外のすべての行為において、会長がこれを代表する。会長は、本条による代表権の全部または一部を自己の選任する受任者に授権することができる。

第29条 〔非登録金融業者に対する銀行業協会への加入強制〕

財政経済担当大臣は、命令をもって第27条第1項第2号に定める企業に対して、銀行に関する第24条および第25条に定める条件にしたがい、銀行業協会への加入を強制することができる。

構 成

第30条 〔構成〕

①組織委員会は、銀行業を営む者、および銀行業を営む会社の社長、取締役または副社長の中から、財政経済担当大臣が命令によって任命した6人以内の委員をもってこれを構成する。

②補欠委員は、前項と同一の方式にしたがい、財政経済担当大臣がこれを任命する。

③財政経済担当大臣は、組織委員会の会長、ならびに会長に支障がある場合に会議を主宰する委員を任命する。

第31条 〔政府委員〕

①財政経済担当大臣は、組織委員会において自己を代理させるため、政府委員およびこれを補佐する副委員を任命する。

②政府委員は会議に出席する。政府委員は財政経済担当大臣が組織委員会の審議に付することを求めた案件を同委員会に提出する。委員会が会議の開催を拒否しまたは提出された案件の審議を拒否したときは、政府委員は、委員会の任務懈怠を確認し、委員会に与えられた権限を行使する。ただし、財政経済担当大臣の承認を条件とする。

③政府委員は、組織委員会の決定のあった日から4日以内に、委員会の決定を再審議に付すべきことを要求することができる。

④政府委員に支障がある場合には、副委員がこれを代行する。

決定、提案および意見

第32条 〔組織委員会の任務〕

組織委員会は、信用供与および金融市場に関する業界全体の指導をその任務とする。この目的を達するため、組織委員会は、一般的または個別的な性格を有する決定ならびに提案および意見の表明を行なう。組織委員会のすべての決定には理由を付さなければならない。

第33条 〔一般的性格を有する決定〕

①一般的性格を有する決定は、信用に関する諸業務の規則、および第27条に定める事業を営む者の組織の整備拡充を目的とし、とくに業者間の協定、銀行業務の条件の決定、共同事業の創設、流動性基準の

設定、職員の養成、競争の規制を対象とする。

②前項の決定は、関係事業者団体がこれに賛意を表さなかったときは、財政経済担当大臣の承認を得なければならない。関係事業者団体が賛意を表した場合においても、政府委員は、決定のあった日から4日以内に、または政府委員が再審議を求めたときはその議決の日から4日以内に、拒否権を行使することができる。

第34条 〔個別的性格を有する決定〕

①個別的性格を有する決定は、つぎに定める行為を対象とする。

1° 組織委員会が、銀行登録簿への登録ならびに本法第11条および第15条に定める条件にしたがい銀行登録簿から抹消を行なう場合

2° 組織委員会が、全国的または地域的な経済上の需要にもとづいて、銀行窓口の閉鎖および銀行の合併その他個別的性格を有するあらゆる措置を講じる場合。決定の対象とされた金融機関には、第14条に定める猶予期間を与える。

②政府委員は、決定のあった日から4日以内に、または政府委員が再度審議を求めたときはその議決の日から4日以内に、拒否権を行使することができる。

第35条 〔決定をうけた金融機関の補償請求権〕

①組織委員会の決定の対象とされた企業または事業体は、つぎに掲げる場合を除き、補償請求権を有しない。

a) 銀行登録簿からの抹消の場合において当該措置が経済上の理由によるものであり、かつ確定的なものであるとき

b) 銀行登録簿への登録申請を却下した場合において、登録申請を行なった銀行が2年以上存続し、かつ登録申請の却下が経済上の需要を理由とするものであるとき

c) 2年以上開設された窓口を閉鎖する場合または合併の場合において、当該銀行がその受けた損害を証明するとき。

②前項に定める補償金は、組織委員会の決定によって利益をうける銀行がこれを負担しなければならない。

③組織委員会は、最終的に設置されたときから6ヵ月以内に、補償金の算定およびその分担に関する査定基準を作成しなければならない。査定基準はこれを銀行業協会に通知しなければならない。

④組織委員会は、申立のあった事案について損害をうける銀行および委員会の定めた措置と直接の関係において利益を得る銀行を決定しなければならない。委員会は、前項に定める査定基準にしたがい、補償額を決定しなければならない。

⑤前項に定める決定に対しては、不服を申立てることができない。

第36条 〔財政経済担当大臣の承認を要する決定、不服申立〕

①財政経済担当大臣の承認を要する組織委員会の決定について、財政経済担当大臣が決定の議決のあった日から15日以内にその意思を明らかにしなかったときは、これを承認したものとみなす。

②黙示の承認に関する不服申立は、明示の承認の場合と同様に、越権行為を理由として参事院に対してのみこれを行なうことができる。

第37条 〔決定の通知、不服申立〕

①組織委員会のすべて決定はこれを監督委員会に通知しなければならない。そのほか、一般的性格を有する決定は関係事業者団体に通知し、個別的性格を有する決定は、決定の対象とされた企業または事業体に通知し、かつ当該企業または事業体が事業者団体に加入しているときはこれに対しても通知しなければならない。

②前項の通知は、政府委員が再審議を求めもしくは拒否権を行使す

るために与えられている期間を経過した時、または財政経済担当大臣の承認を要する場合においては黙示もしくは明示の承認があったときにその効力を生じる。

③当事者は、通知をうけた日から8日以内に、監督委員会に対して、第34条に定める決定についてその取消を求める不服申立を行なうことができる。この不服申立は、監督委員会の委員長に対して書留郵便をもってこれを通知しなければならない。不服申立は執行を停止する効力を有する。監督委員会は、書留郵便を受領したときから1ヵ月以内に、不服申立について裁決してなければならない。裁決は、これに理由を付することを要し、確定的効力を有する。

第38条 〔決定の効力発生時期〕

組織委員会の決定は、不服申立期間が経過した時、または不服申立に対する監督委員会の裁決が通知された時にその効力を生じる。

第39条 〔決定に違反した場合の措置〕

組織委員会の管轄に属する人または企業が同委員会の決定に違反したときは、監督委員会は、これを、職権によりまたは組織委員会の申立により、本法第52条に定める懲戒処分に処する。

第40条 〔組織委員会の提案権等〕

二 ①組織委員会は、新たな信用制度の発足を図り、信用を国の要請に
三 適合させ、かつ本法第27条に定める企業の規制に有益な一切の修正を
行なうため、必要とされる法令の改正を財政経済担当大臣に対して提
案することができる。

②組織委員会は、監督委員会から提示されたすべての提案について同委員会に意見を表明しなければならない。

運 営

第41条 〔招集権者、決議要件、授權等〕

①組織委員会は、会長の招集にもとづきこれを開催する。

②組織委員会の決定は、出席した委員の過半数をもってこれを行なう。可否同数の場合には、会長の決するところによる。

③組織委員会は、一定種類の事項については、その提案権および決定権を会長に授權することができる。

④本法に定めるもののほか、組織委員会は、その運営に関する規則を定める。

第42条 〔組織委員会事務局〕

組織委員会は、委員会の運営に必要な事務組織を設けるため、あらゆる措置を講じなければならない。組織委員会は、この目的のため、すべての権限、とくに事務協力者を選任または解任し、報酬を決定し、委員会の子算書を作成する権限を会長に授權することができる。

第43条 〔小委員会〕

組織委員会は、小委員会を設け、その委員に組織委員会の委員以外の者を加えることができる。小委員会は、第32条、第33条および第34条に定める措置と同種の措置、とくに証券取引所を含む金融市場に対する措置および本法第27条（第1項第2号）に定める事業者の団体に対する措置と同種の措置について審議することを任務とする。

第44条 〔守秘義務〕

会長、組織委員会および小委員会の正委員もしくは補欠委員、ならびにその事務協力者および政府委員は、職務上知り得た秘密を守る義

務を負う。これに違反したときは、刑法典第378条に定める刑に処する。

第45条 〔会長・委員職の無報酬〕

会長、正委員、補欠委員の職は、これを無報酬とする。

第46条 〔運営費用の負担、収支決算書の作成〕

①組織委員会の運営費用は、銀行登録簿に登録されているすべての企業および本法第27条（第1項第2号）に定める企業がこれを負担しなければならない。運営費用は、毎年、その負担額を徴収する事業者団体と、組織委員会が必要に応じて割当てた額を負担する事業者団体を組織していない企業がこれを分担する。

②組織委員会の業務に関する収支決算書は、毎年、これを作成しなければならない。

第47条 〔業務報告書〕

組織委員会は、毎年末に、財政経済担当大臣に対し業務報告書を提出しなければならない。

第3章 銀行監督委員会

設置および権限

第48条 〔設置および権限〕

①本法その他の現行法の実施のために設けられた銀行業に対する規制の適用を監視し、第52条に定める条件にしたがい、証明された違反について制裁を科し、かつ再審査請求および取消を求める不服申立が

ある場合には、これについて裁決することを任務とする銀行監督委員会を設置する。

②監督委員会は、組織委員会の意見を聴取したのち、銀行に適用される法令に修正および補足を加えるべきであると判断した場合には、その旨を財政経済担当大臣に提案することができる。

③監督委員会は、組織委員会が第40条の規定にしたがい、財政経済担当大臣に対して行なった法令に関するすべての提案について、意見を述べなければならない。

④監督委員会の監督権は、財政経済担当大臣の命令をもって、本法第27条（第1項第2号）に定める企業その他の者に対してこれを拡張することができる。

⑤監督委員会は、訴を提起する権利を有する。

構 成

第49条 〔構成〕

①監督委員会は、委員長であるフランス銀行総裁および財政経済省国庫局長ならびに組織委員会会長をもってこれを構成する。

②各委員は、支障ある場合には、その推薦にもとづき財政経済担当大臣が命令をもって任命した補欠委員に代理させることができる。

③組織委員会の政府委員は、監督委員会に出席することができる。

運 営

第50条 〔議事〕

①監督委員会は、委員長の招集にもとづきこれを開催する。

②委員会の決定は、委員の過半数をもってこれを行なう。可否同数

の場合には、委員長の決するところによる。

第51条 〔監督権の行使〕

①監督委員会は、提出をうけた貸借対照表および定期財務状況報告書を審査し、かつ第17条の規定にしたがい、同委員会が提出を求めた情報、説明および証明にもとづいて、その監督権を行使する。

②前項のほか、委員会は、フランス銀行検査官に随時、補足的な監督権を行使させることができる。(1968年12月5日の命令第68—1110号により改正)《フランス銀行検査官は、その監督権の行使に際して、監督委員会の委員長の事前の承認をうけたフランス銀行の他の行員の補佐をうけることができる。》

第52条 〔懲戒処分、不服申立等〕

①監督権の行使により、事業体が本法または本法を実施するために定められた規則に違反したことが明らかとなったときは、監督委員会は、これをつぎに掲げる懲戒処分に付する。ただし、刑罰の適用を妨げない。

戒告

譴責

一定の業務の禁止その他営業活動に対するすべての制限

有責の指揮者の職務停止。この場合には、仮取締役を選任することができる。

銀行登録簿からの抹消。銀行登録簿からの抹消は、監督委員会の命令にもとづき、組織委員会がこれを行なう。

②監督委員会は、前項に定める処分に代え、またはこれに加えて、100フラン以下の罰金を宣告することができる。この罰金は、銀行業協会に支払わなければならない。

③監督委員会の裁決においては、その理由を付し、かつ裁決を執行する条件および期限があるときはそれを明示しなければならない。監督委員会の裁決に対する不服申立は、越権行為を理由として参事院に対してのみこれを行なうことができる。

第53条 〔処分権行使の要件〕

監督委員会の宣告する処分は、当事者またはその代理人を呼出し、かつ少なくとも2人の正委員を含む3人の委員が出席したときにかぎり、効力を有する。審理手続に関するその他の規定は、監督委員会の提案にもとづき、財政経済担当大臣が命令をもってこれを定める。

雑 則

第54条 〔守秘義務〕

監督委員会の正委員または補欠委員、および監督権の行使に加わったフランス銀行検査官は、職務上知り得た秘密を守る義務を負う。これに違反するときは、刑法典第378条に定める刑に処する。

第55条 〔委員長・委員職の無報酬〕

監督委員会の委員長、正委員および補欠委員の職は、これを無報酬とする。

第56条 〔費用の負担、収支決算書〕

監督委員会が要した費用は、第48条第4項所定の命令をもって定める規定がある場合を除き、銀行業協会がこれを負担し、銀行業協会は、毎年、その負担金を銀行登録簿に登録されているすべての企業に割当てなければならない。収支決算書は、毎年、財政経済担当大臣の監査を受けなければならない。

第4章 経過規定

第62条 〔植民地において活動する銀行等に対する本法の適用条件〕

銀行ならびに第27条（第1項第2号）に定める企業および事業体が植民地において事業を行なう場合には、1941年3月5日の法律によって改正された植民地における事業者団体の組織に関する1940年12月6日の法律第3条によって設置された銀行業協会の提案にもとづき、かつ本法に定める組織常設委員会の意見を聴取したのち、財政経済担当大臣および植民地担当大臣が連署形式による命令をもって定める態様にしたい、本法の規定を適用することができる。

2. 銀行業に関連する事業の規制 および組織に関する1941年6 月14日の法律（金融業者法）

第1章 総 則

第1条 〔金融業を営業として行なう者への規制〕

銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第9条および第15条に定める銀行登録簿に登録する義務を負わない企業その他の者が、同法律第27条（第1項第2号）に定める取引を営業として行なう場合には、本法第2章の規定を適用する。

第2条 〔金融業を付帯事業として行なう者への規制〕

銀行業の規制に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第27条（第1項第2号）に定める1個または数個の取引を、営業としてではなく、主たる営業活動に付帯する事業として行なう企業その他の者については、本法第3章の規定を適用する。

第3条 〔金融業を臨時に行なう者への規制〕

銀行業の規制に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第27条（第1項第2号）に定める1個または数個の取引を、営業としてではなく、臨時に行なう企業その他の者については、本法第4章の規定を適用する。

二
一
六

第4条 〔銀行監督委員会の監督の拡張〕

監督委員会の監督権は、銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第48条に定める命令をもって、本法第1条、第2条および第3条に定める条件にしたがって行なわれる取引に、これを拡張することができる。

第5条 〔適用除外〕

- ①本法の規定は、つぎに掲げる者についてはこれを適用しない。
 - a) 特別の規制にしたがう公認仲買人および証券取引所において仲介業者その他の資格にもとづいて営業として取引を行なう企業その他の者
 - b) （1958年10月16日の命令により改正）《抵当権の設定により信用の供与を行なう取引、広義には、他の営業活動に付帯してまたは臨時に、なんらかの方式により信用の供与をともなう不動産取引を行なう企業その他の者。とくに、当該事業に関する規制の範囲内において、各種の保険ならびに金銭無尽を営む企業に関する国の監督を一元化するための1938年6月14日の命令の規制をうける企業》
 - c) 公衆からの資金の受入および他のいかなる取引も行なうことなく、証券の買付、資本参加、有限責任社員としての出資の方式による元本の投資に取引方法を限定して、もっぱら他人の資産の管理に従事する企業その他の者。ただし、これらの者は、手形割引または短期貸付は一切これを行なうことができない。
 - d) 信用販売の形で融資を行なう企業その他の者。ただし、売主自身が融資を行なう場合にかぎる。
 - e) 信用保険業を営む会社
 - f) もっぱら、子会社、出資先等に対してなんらかの方式により信用を供与する企業その他の者。ただし、この信用の供与が手形

(traits et billets) の発行をとまなわない場合にかぎる。

g) 会員との間で行なわれる平常の取引を除き、手形割引または手形貸付の方式による信用の供与を行なうことなく、販売または買付をなすことを目的とする事業者団体。

②前項bないしgに該当する企業その他の者は、銀行、企業その他の金融業者の組織常設委員会に対し、同委員会がこれらに関する登録簿を作成しうるよう、3ヵ月の期間内に、その営業活動について申告をしなければならない。この申告を怠った者は、監督委員会の命令により、これを5フラン以上50フラン以下の罰金に処する。罰金の宣告は、職権により、または組織委員会もしくは銀行業協会または金融業者協会の申請にもとづき、これを行なう。この罰金は、銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第52条に定める罰金と同様に処理しなければならない。

第6条 〔制裁規定〕

①本法第2章、第3章、第4章および第5章の規定に違反する行為をなした者は、これを銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第52条および第53条に定める条件にしたがって宣告される懲戒処分に付する。ただし、銀行登録簿からの抹消に代えて登録または許可の取消を行なう。

②企業が正規の登録または許可をうけていない場合にその計算において、または正規の登録もしくは許可をうけていない会社の計算において、本法第1条、第2条、第3条および第13条に定める活動を行なった者は、これを銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第21条に定める刑に処する。ただし、本条第1項に定める懲戒処分の適用を妨げない。

③監督委員会に対して、故意に不正確な情報を提供した者は、これ

を上記の法律（銀行業法）第22条に定める刑に処する。

④本法に定める金融業者を銀行登録簿に登録されているものと信じさせもしくはこの点につき誤認混同を生じさせる目的または効果を有する一定の記載をなした者は、関係事業者団体に対して損害賠償責任を負う。悪意でこれらの行為をなした者は、これを3,600フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。

⑤本条第2項、第3項および第4項違反の罪は、それぞれ1941年6月13日の法律（銀行業法）第21条、第22条および第23条に定める条件にしたがい、これを訴追することができる。

第6条の2 〔金融業者の名称の冒用に対する制裁〕

（1966年6月16日の法律第66—382号により追加）公衆に配付される文書において、本法第7条および第11条に定める条件にしたがってなされるべき登録をしていない企業につき、《金融業者》なる名称を故意に使用した者は、これを3,600フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。

第2章 銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第27条（第1項第2号）に定める取引をその営業の主たる目的として行なうことを業とする企業その他の者

第7条 〔登録機関等〕

- 二 ①組織委員会は、本法第1条に定める企業の登録を行なう。
- 三 ②登録申請の手続および期間ならびに登録の拒絶または抹消に関する期間、制裁および委員会の権限は、銀行業の場合と同様とする。ただし、本条第1項に定める企業は、銀行登録簿にこれを登録せず、か

つ、組織委員会への登録はこれを公示しない。

第 8 条 〔会社形態の金融業者〕

本法第 1 条に定める企業その他の者は、あらゆる会社形態を採ることができる。

第 9 条 〔金融業者協会への加入強制等〕

本法第 1 条に定める企業その他の者は、銀行業協会とは別個の金融業者協会に加入する義務を負い、その定款については、組織委員会の承認をうけなければならない。

第10条 〔最低資本額等〕

(1958年10月16日の命令により改正) ①本法第 1 条に定める企業その他の者は、その貸借対照表において、資本の額を表示しなければならない。最低資本額は、財政経済担当大臣の命令をもってこれを定める。最低資本額は、取引の種類、事業者の法的形態、常設的な事業所の数および場所に応じ、異なった額をもってこれを定めることができる。

②財政経済担当大臣は、国家信用評議会の提案にもとづき、その命令をもって、最低資本額に相当する金額につき、またはこの金額の一定部分につき、その運用に関する規則を定めることができる。

③最低資本額は、これを全額払込済としなければならない。

④本法第 1 条に定める企業その他の者は、第 2 項にもとづく義務および前 2 項に定める義務を履行していること、とくに最低資本額に相当する額に実質的にみあうその資産の額が第三者に対して負担する負債の額を超過していることを、いつでも証明することができなければならない。

⑤銀行監督委員会は、本法第 1 条に定める企業その他の者の計算書

類の公示および閲覧の方法を定める。

第3章 銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第27条（第1項第2号）に定める取引をその主たる営業活動に付帯して行なう企業その他の者

第11条 〔本法第2条に定める企業等の義務〕

本法第2条に定める企業その他の者は、本法第7条の規定にしたがい、組織委員会に対し登録を申請し、かつ登録を承認されたのちでなければ、第2条に定める分野についての活動をすることができない。これらの者は、その行なう取引の部類に関する組織委員会の決定にしたがわなければならない。これらの者は、本法第9条に定める金融業者協会に加入する義務を負わない。

第4章 銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第27条（第1項第2号）に定める取引を臨時に行なう企業その他の者

第12条 〔銀行業に関する規制の適用〕

本法第3条に定める企業その他の者は、同条に定める取引に関する銀行業の規制にしたがわなければならない。

二
二
一

第5章 銀行業者および証券取引業者の補助者

第13条 〔銀行業者等の補助者の義務と欠格事由〕

（1958年10月16日の命令により改正）①主たるまたは付帯的な営業

活動として、銀行もしくは金融業者に対して取引の機会を提供し、または銀行もしくは金融業者の計算において行動する企業その他の者のうち、銀行もしくは金融業者と労働契約関係を有しない者は、これらの者の登録簿作成の任にあたる国家信用評議会に対し、その営業活動について申告をしなければならない。

②つぎの各号に掲げる者は、前項に定める職業に従事することができない。

1° 一定の犯罪につき有罪とされた者および復権していない破産者に対して銀行業に従事することを禁止する1930年6月19日の法律第1条および第2条の規定の適用を受けた者

2° 有限会社の業務執行者ならびに株式会社および株式合資会社の取締役に対して破産に関する法令を適用するための1935年8月8日の命令第2条および第3条により有罪とされた者

3° (1975年7月10日の法律第75—601号により追加)《ヨーロッパ経済共同体加盟国のいずれにも属しない企業その他の者。ただし、国際条約の適用がある場合、および財政経済担当大臣の許可によって例外として認められた場合はこのかぎりではない。》

3. 私企業たる銀行の運営に関する基本原則を定める 1946 年 5 月 28 日の命令第 46—1247 号〔1966 年 1 月 25 日の命令第 66—82 号第 4 条により改正〕（民間銀行運営令）

第 1 条 〔適用範囲〕

①1945年12月2日の法律第14条の施行令たる本命令は、1941年6月13日の法律第1条、第9条および第15条の規定にもとづき、銀行として定義され、かつ、銀行登録簿に登録された企業にこれを適用する。特別法上の地位を与えられた銀行または金融機関に対しては、財政経済担当大臣および関係大臣の命令をもって、必要な修正を加えたうえ、本命令を拡張して適用する。

②(1966年1月25日の命令第66—82号により改正)《前項の規定にかかわらず、次条以下の規定は、特別法の適用をうける国有預金銀行には、これを適用しない。》

第 1 章 銀行業に従事する者の条件

第 2 条 〔銀行管理者等の欠格事由〕

いかなる者も、つぎの各号に掲げる者は、営業として銀行取引を行ない、または銀行取引を目的とする会社またはその支店において、その資格のいかなを問わず、これを指揮し、管理し、もしくは業務の執行をすること、または代理人として銀行のために銀行取引に関する書類に署名することができない。

1° 一定の犯罪につき有罪判決をうけた者および破産宣告をうけて

復権していない破産者に対して銀行業に従事することを禁止する
1930年6月19日の法律第1条および第2条の規定の適用を受けた
者

2° フランス国籍を有しない者またはフランス国籍法典に関する
1945年10月19日の命令第81条第3号〔第2号〕により権利享有能
力を欠く者。ただし、財政経済担当大臣が個別的にその特例を認
めた者についてはこのかぎりでない。

3° 会社の業務執行者および取締役に対し、破産および破産犯罪に
関する法令を適用するための1935年8月8日の命令第2条および
第3条により有罪判決を受けた者。

第3条 〔フランス銀行職員等の従事する職務の制限〕

国家信用評議会および銀行監督委員会の事務局ならびに1945年12月
2日の法律の適用を受けるために創設されたフランス銀行の業務に従
事する者は、1941年6月14日の法律の規制を受ける非国有銀行または
金融業を営む企業において、報酬を受けるいかなる職務にも従事する
ことができない。

第4条 〔従業員の兼職制限〕

① 非国有銀行の従業員は、つぎの各号に掲げる業務に従事すること
ができない。

- a) 銀行のいかなる職務に従事する者であるを問わず、あらかじめ書面による届出をすることなく、報酬を受ける労務に従事し、
または報酬を受ける労働を行なうこと。この規定は、科学、文学
または芸術の分野の営為に対しては、これを適用しない。
- b) 従業員が銀行において支店長またはそれに相当する地位にある
ときには、商工業企業において、その管理、業務執行または指揮

の職務を担当すること。ただし、家業またはその銀行が保全すべき利益を有している事業についてはこのかぎりでない。

②前項以外の場合については、すべて代表役員の許可を得なければならない。

第5条 〔銀行の兼営規制〕

①銀行監督委員会が特別に認めた場合を除き、銀行が、銀行業たる性質を有する業務と関連のない商工業を営業としてなすことを禁止する。

②前項に定める特別の許可を得られなかった銀行は、銀行監督委員会がその都度定める一定の期間内に、銀行業と関連のない業務を清算しなければならない。

③第1項に定める特別の許可を得た銀行は、銀行業と関連のない業務につき特別の帳簿を作成しなければならない。

第6条 (1966年1月25日の命令第66—82号により廃止)

第7条 (1952年4月29日の命令により廃止)

第8条 〔無償供与等に関する明細書の作成義務〕

銀行は、その広告費用ならびにすべての補償金または補助金および自然人または法人に対して与えたすべての無償供与の明細を記した特別の帳簿を作成しなければならない。この帳簿は、銀行監督委員会の閲覧に供さなければならない。

二〇七

第9条 〔外国銀行の義務〕

1941年6月13日の法律第15条に定める、フランス国内で営業を行な

う外国銀行は、つぎに掲げる義務を負う。

- 1° 銀行がフランス本土内で行なう営業に関する特別の帳簿を、その営業所のいづれかに備置くこと
- 2° フランスの銀行について要求されると同額の最低資本額のうち、前号に定める営業のために使用する額およびフランスに投資した額を証明すること。

第2章 貸借対照表の作成および公示 に関する原則

第10条 〔会計・統計情報の提出義務〕

銀行は、1941年6月13日の法律に定める条件および制裁のもとに現行法が銀行監督委員会に付託している任務の遂行および国家信用評議会に対して、その要求する情報の提供を可能ならしめるため、同委員会が要求する会計または統計に関する一切の情報および書類を提出しなければならない。

第11条 〔銀行監督委員会の規則制定権—その1〕

（1966年1月25日の命令第66—82号により改正）1941年6月13日の法律第18条ならびに本命令第16条および第17条の適用につき、銀行監督委員会は、1945年12月2日の法律第45—015号第5条に定める銀行の種類または金融機関の法形態、その預金または営業の規模および性質、支店の数および分布に応じて異なる規則を定めることができる。

第12条 （1966年1月25日の命令第66—82号により廃止）

第13条 〔貸借対照表の公示に関する監督〕

(1966年1月25日の命令第66—82号により改正) 銀行監督委員会は、銀行登録簿に登録された銀行の貸借対照表を年度別に公示させなければならない。

第14条 〔フランス銀行への情報提供義務〕

銀行は、フランス銀行が銀行リスクに関する中央機関として機能するために、与信業務に関して要求される一切の情報をフランス銀行に提供しなければならない。

第15条 (1966年1月25日の命令第66—82号により廃止)

第3章 銀行の業務執行および業務活動に適用すべき規制

第16条 〔銀行監督委員会の規則制定権—その2〕

①銀行監督委員会は、フランス銀行の提案にもとづき、必要に応じて、銀行がその業務執行に際して、とくにその支払能力を確保し、かつその手元流動性を維持するために遵守しなければならない規則を制定し、かつこれを改正することができる。

②銀行監督委員会は、本命令第11条に定める金融機関の種類に応じて異なる規則を定めることができる。

③銀行監督委員会は、一定の金融機関の特殊事情を考慮し、個別的決定をもって特別の臨時措置を認めることができる。

第17条 〔民間銀行の財務基準〕

(1966年1月25日の命令第66—82号により改正) ①民間銀行は、前条の規定の適用にもとづき、つぎに掲げる事項の全部または一部につ

いて定められた最大と最小の比率を遵守しなければならない。

- 1° 銀行の現金および流動資金の総額と短期債務の総額との比率
- 2° 銀行の不動産投資、資本参加および流動性を有しまたは有しないその他の中期および長期の資産の総額と自己資本額、中期または長期の債務および一定種類の要求払または短期の資金の総額との比率
- 3° 銀行の自己資本額と貸借対照表上またはその欄外注記の第三者に対する債務額との比率
- 4° 銀行の自己資本額と同一自然人または同一法人に対する信用供与額との比率。ただし、これらの信用供与額には、国が保証した額または保証の権限を有する公企業もしくは公私混合企業たる金融機関が保証した額を含めないことができる。この比率を定めるにつき、利益を共通にする企業に対してなされた信用供与額は、これを一括して取扱うことができる。

②銀行監督委員会は、前項の比率を定めるに際し採用すべき事項を決定し、かつ、それぞれ所定の限度の計算につき採用すべき事項の割合を定めなければならない。

③銀行監督委員会は、つぎの用語の意義を明らかにしなければならない。《現金および流動資産》、《非流動資産》、《短期債務》、《中期または長期の債務》、《第三者に対する債務》、《自己資本》、《利益を共通にする企業》

第18条（1966年1月25日の命令第66—82号により廃止）

第19条〔自己取引の規制〕

（1970年11月25日の命令第70—1082号により改正）①銀行が株式会社または株式合資会社の形態をもって設立された場合には、その銀行

は、1966年7月24日の商社会法第101条ないし第106条、第143条ないし第148条もしくは第258条に定める者または企業と銀行との間で締結される一切の契約について上記規定の適用をうける。

②銀行が株式会社または株式合資会社以外の形態をもって設立された場合には、その銀行は、定款の規定または常任代理契約により、その業務を執行する者との間で締結される契約、または、これらの者の1人が企業主、無限責任社員、業務執行者、取締役、副社長または董事会もしくは監事会の構成員となっている企業との間で締結される契約については、1941年6月13日の法律第16条に定める会計監査役に対し書留郵便をもってこれを通知しなければならない。ただし、通常 conditions をもって締結される日常の取引に関する契約についてはこのかぎりではない。会計監査役は、通知を受けた取引につき、銀行監督委員会の定める条件にしたがい、同委員会に対し定期的に報告書を提出しなければならない。

第20条 〔公債の発行・借換えへの協力義務〕

銀行は、財政担当大臣がその都度定める条件および報酬をもって、公債の発行および借換えに関する一切の業務に協力しなければならない。

第20条の2 〔本命令の違反者に対する懲戒処分〕

(1966年1月25日の命令第66—82号により追加) 本命令の規定に違反した者は、銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律(銀行業法)第52条に定める懲戒処分に付する。ただし、同法に定める民事上または刑事上の制裁を課すことを妨げない。

4. フランス銀行および大銀行の国有化ならび に金融組織に関する1945年12月2日の法律第 45—015号（銀行国有化法）

第1章 フランス銀行の国有化

第1条 〔フランス銀行の地位〕

①フランス銀行は、1946年1月1日をもって、これを国有化する。

②フランス銀行は、フランス本土における唯一の発券銀行たる地位を引続き維持する。

③フランス銀行の株式は、これを国に移転し、国はその株主となる。フランス銀行の株主が選任した評議員および会計監事は、1945年12月31日をもって、その職務の執行を停止するものとする。

第2条 〔収用株式の償還方法〕

①株主は、フランス銀行が交付する譲渡可能な記名社債券を受領する。当該社債券の償還価格は、委員長たる参事院財務部の部長評定官1人、財務監察院の部長評定官1人および財政担当大臣が指名する株主代表1人からなる委員会が決定する株式の清算価額をもってこれを定める。ただし、償還額は、1944年9月1日ないし1945年8月31日の期間における株式の平均市場価格を超えることができない。この償還額は、また、1945年9月1日と清算価額を定めた日との間に証券取引所において取引された株式の売買価格を超えることができない。

②前項の社債券の内容および最大限50年の償還条件は、財政経済担

当大臣の命令をもってこれを定める。ただし、利子率は2パーセントを超えることができず、1945年および1946年の利子は1945年の利益配当の額を超えることができない。

③利子の支払業務は、国庫の保証のもとで、フランス銀行がこれを行なう。償還は国庫の負担においてこれを行なう。

④不動産たる性質を有する株式に代えて交付される社債券は、当該株式と同一の条件にしたがって不動産たる性質を有するものとする。

⑤法令の条項がフランス銀行の株式の払込による資金の使用または再使用を許容するすべての場合において、この使用または再使用は、本条が創設する社債券によって調達されたものとしてこれを行なうことができる。

⑥20株を超える株式の取引をなした場合には、その代価はフランス銀行に売主の名義で開設される封鎖預金口座に入金しなければならない。この預金口座の封鎖条件および期間は、国家信用評議会の意見を聴取したのち、財政担当大臣がその命令をもって定める。

第3条 〔フランス銀行の国有化にともなう法令等の整備〕

①フランス銀行の理事会の構成および定款ならびに同行に適用される租税および国庫納付金の制度は、1946年2月28日以前の法律をもってこれを修正補充しておかねばならない。

②フランス銀行は、同行に固有の法律および定款に抵触しない範囲において、商事法令の規定により、引続きこれを規制する。

第4条 〔銀行の種類、新規登録、登録の変更〕

(1958年10月16日の命令により改正) ①銀行の種類は、預金銀行、

事業銀行、中長期信用銀行の3種とする。

②銀行登録簿に登録を必要とする企業は、その意図する銀行業の種類を明示しなければならない。国家信用評議会は、銀行の登録に際し、その決定をもって当該銀行の目的とする銀行業の種類を明示しなければならない。

③国家信用評議会は、銀行業の種類の変更の申請について決定する。

④国家信用評議会は、銀行の新規登録または種類の変更に際し、その申請を行なう企業に対して、当該銀行業の種類に適用される法令に適応するために必要な期間を付与することができる。

第5条〔銀行業の種類の変更に係る制限〕

(1966年1月25日の命令第66—81号により改正) ①預金銀行とは、その主たる業務として貸付を行ない、かつ公衆から要求払預金または定期性預金を受入れる銀行をいう。

②(1966年12月23日の命令第66—1053号により改正)《預金銀行は、銀行、金融業者、または銀行等の経営に必要であり、かつ不動産の管理または銀行業に関する調査業務もしくは技術業務の管理を委託された会社以外の企業に対して、その資本の20パーセントを超えて資本参加することができない。》

③(1967年9月1日の命令第67—757号により改正)《前項のほか、資本参加の総額は、自己資金の総額を超えることができない。資本参加には、株式または持分の一括引受を含むものとする。》

④前2項に定める参加限度額の超過、ならびに資本参加または不動産投資のための要求払預金もしくは2年未満の定期性預金の使用は、預金銀行に対してこれを禁止する。ただし、銀行監督委員会が特別かつ臨時の例外を認めた場合は、このかぎりではない。

⑤貨幣市場または為替市場に対する関与を本質的業務とする預金銀

行は、国家信用評議会が定める自己資金の割合に応じて公衆から預金を受入れることができる。

⑥事業銀行とは、その主たる業務として、信用供与のほか、既存の事業または計画中の事業に対する資本参加および経営参加を行なう銀行をいう。

⑦事業銀行は、要求払預金または2年未満の定期性預金を受入れる銀行に対して投資することができない。

⑧中長期信用銀行とは、その主たる業務として最低限2年の期間をもって信用供与を行なう銀行をいう。貸付銀行は、預金を受入れることができない。ただし、2年未満の短期預金につき、銀行監督委員会の許可があった場合は、このかぎりではない。

⑨信用銀行は、その資本参加に関し、預金銀行と同一の制限に服する。ただし、銀行監督委員会が特別かつ臨時の例外を認めた場合は、このかぎりではない。

⑩前9項の規定は、国の監督のもとに置かれた信用機関に対してはこれを適用しない。この信用機関は、法律が定める地位においてその業務を行なうものとする。ただし、参事院の命令をもって、本条の規定の全部または一部を金融業者に対して拡張することができる。

第6条 〔国有化の対象とされる銀行〕

つぎに掲げる銀行は、第7条ないし第10条に定める条件にしたがつてこれを国有化する。

le Crédit lyonnais

la Société générale pour favoriser le développement
du commerce et de l'industrie en France

le Comptoir national d'escompte de Paris

la Banque nationale pour le Commerce et l'industrie

〔注〕後2者は1966年5月26日の命令により合併し、Banque nationale de Paris となる。

第3章 主要預金銀行の国有化

第7条 〔国有化にともなう業務の引継と経過措置〕

①本法第6条に定める銀行業を営む企業は、1946年1月1日以後、その全財産に対する所有権を国に移転するものとする。国は、本法第8条に定める条件にしたがって、株主に対する義務を免れる。

②前項と同一期日をもって、取締役会の権限は終了し、かつ、本法第9条にしたがって選任された新たな取締役がその職務を開始するものとする。

③本法公布の日と1946年1月1日の間の期間、財政担当大臣は、国有化の対象となった各銀行に対して政府委員1人を任命する。この政府委員は、取締役会およびその内部に設置された委員会のすべての会議、ならびに、株主総会が開催されるときはその会議に出席するものとする。政府委員は、取締役会およびその内部に設置された委員会のすべての決定に対して絶対的拒否権を有する。

第8条 〔株式の償還方法等〕

①1946年1月1日をもって、国有化された銀行の株式は、国に移転するものとする。

②本法第6条に定める銀行は、株主に対して、その株式と引換えに記名式受益者持分を交付する。この記名式受益者持分は、1946年以降、取締役会が毎年定める利益の分配を受ける。ただし、この分配は、1944年営業年度について株式に配当された利益配当を下ることができない。利益分配の最低限は、営業経費とみなし、かつ、国がこれを保

証する。

③国は、1947年1月1日以降、毎年、この日に流通している受益者持分の少なくとも50分の1を买上げる。買上げ価格は、1944年9月1日から1945年10月31日までのパリ証券取引所における株式相場の平均に等しいものとする。ただし、1945年9月1日と本法公布の日との間にパリ証券取引所で取得した株式は、当該株式の取得価格を超える償還価格をもつ持分とこれを引換えることができない。

④国有化された銀行の株主であって、予審において審理を受けている者ならびに裁判所、人民法廷、軍事裁判所および違法利得没収委員会に呼び出されている者は、本条に定める買上げの補償を受けることも、その株券を管轄の司法裁判所または行政裁判所の決定前に処分することもできない。

⑤20万フランを超える償還価格を有する受益者持分について作成された証券の一部または全部が取引された場合には、その取引代価は、第2条に定める条件にしたがって、フランス銀行に開設された封鎖預金口座にこれを入金しなければならない。

第9条 〔頭取・取締役の選任、兼任禁止〕

①（1973年1月4日の法律第73—8号第16条により第1項廃止）
——参考訳——〔1946年1月1日以降、国有化された銀行は、つぎの各号に掲げる者により構成される取締役会がこれを管理する。

- a) 最も代表的な職業組織の推薦にもとづき、実際に工業、商業または農業に従事する者の中から、工業生産および農業の部門を担当する大臣の意見を聞いて経済担当大臣が選任する取締役4人
- b) 財政および労働を担当する大臣の命令に定める条件にしたがって最も代表的な労働組合の上部組織が選任する取締役4人。このうちの2人は、国有化された銀行の幹部職員および一般職員でな

ければならない。

- c) フランス銀行または金融の公的もしくは半官半民的機関を代表させるために、財政担当大臣が選任する取締役2人、および、銀行実務の経験豊富な者の中から財政担当大臣が選任する他の取締役2人。]

②財政担当大臣は、取締役会が選んだ頭取の選任、副頭取1人を選んだ場合には、その選任に対して承認を与えなければならない。

③国会議員は、国有銀行の取締役となることができない。同一の就任禁止は、在任中の公務員に対してもこれを適用する。ただし、本条第1項c)の取締役に關してはこのかぎりではない。取締役は他の国有銀行の取締役に兼任することができない。閣僚の職にあった者は、その終任後5年以上経過しないかぎり、これを取締役に選任することができない。

④取締役は、株式会社に關する現行法に定める責任および義務を負う。取締役は、自己の在任する会社の定款にしたがって、報酬を受取るものとする。

第10条 〔適用法令、課税原則、會計監査役の任命〕

①国有銀行は、引続き商事法令にしたがい、かつ、銀行業に対する特別課税、株式会社に對する一般課税に服する。

②企業委員会から選出される會計監査役以外の會計監査役は、財政担当大臣がこれを任命する。

③(1973年1月4日の法律第73—8号第16条により第3項廃止)

第4章 事業銀行の監督

第11条 〔政府委員の任命および権限〕

①（1948年12月31日の法律第19条により改正）株式会社または株式合資会社の形態で設立され、かつ、その貸借対照表上の資産総額および貸借対照表の欄外注記の債務が《2,000万フラン》（1951年5月24日の法律第61条により改正）を超える各事業銀行に対して派遣される政府委員は、国家信用評議会の意見を聴取したのち、財政担当大臣がこれを任命する。事業銀行が支配権を保有しまたは取得した銀行または金融業者に対して派遣される政府委員は、事業銀行の場合と同一の方式でこれを任命する。

②政府委員は、つぎに掲げる者をもって構成する監督委員会の補佐を受ける。

最も代表的な商工業団体の代表1人

最も代表的な労働組合の代表1人

公企業または公私混合企業たる金融機関の団体の提案にもとづき、経済担当大臣、財政担当大臣および労働担当大臣が合同で任命した当該団体の代表1人。

③政府委員は、取締役会および取締役会内部に設置された委員会のすべての会議、ならびに、株主総会のすべての会議に出席しなければならない。政府委員は、銀行のすべての書類の閲覧を請求することができる。政府委員は、取締役会もしくは取締役会内部に設置された委員会または株主総会の、国の利益に反するすべての決議に対して、拒否権を行使することができる。政府委員は、取締役会に対して、全体的利益に合致すると考える措置および、とくに、国家信用評議会の要請または決定に応じる措置を提案することができる。

一九五
④事業銀行は、政府委員の決定に対して8日の期間以内に、国家信用評議会に異議の申立をすることができる。国家信用評議会は、この異議申立に対して10日以内に裁決を下さなければならない。

⑤事業銀行は、政府委員が任命されていることをもって、その負う

べき民事責任または刑事責任の免脱を主張することができない。

⑥政府委員に対する第三者による裁判上の請求は、政府委員に個人的過失がないかぎり、これを行なうことができない。この場合には、行政裁判所のみが管轄権を有する。

⑦国家信用評議会の提案にもとづいて、経済担当大臣が任命する政府委員に自由裁量権が与えられる。

第5章 信用統制

第12条 〔国家信用評議会の構成〕

（1962年1月11日の命令第62—16号により改正）①財政経済担当大臣の主宰のもとに国家信用評議会を設置する。担当大臣は、その権限を法律上の副議長であるフランス銀行総裁に授権することができる。

②（1971年3月25日の命令第71—230号により改正）《国家信用評議会は、議長および副議長のほかに、つぎに掲げる45人の評議員をもってこれを構成する。》

（1969年2月15日の命令第69—173号により改正）《財政経済担当大臣が任命する者13人》

《農業全国連合会の推薦による者2人》

《農業協同組合の推薦による者4人》

《消費協同組合の推薦による者1人》

《生産協同組合連合会の推薦による者1人》

《フランス使用者全国協議会の推薦による者1人》

《中小企業全国連合会の推薦による者1人》

《手工業会議所常設総会の推薦による者1人》

《商工会議所常設総会の推薦による者3人。ただし、製造業者1人、海事商工会議所に属する者1人を含むものとする。》

《フランス貯蓄金庫全国協議会の推薦による者 1 人》

《相互信用保証全国連合会の推薦による者 1 人》

(1971年 3 月25日の命令第71—230号により改正)《最も代表的な労働者組織の推薦による者 9 人。ただし、財政経済担当大臣が指定する組織の全体的利益の代表 4 人、労働大臣が指定する銀行の幹部職員および一般職員 5 人を含むものとする。》

行政官庁の代表 8 人。ただし、経済担当大臣の代理 1 人、産業担当大臣の代理 1 人、公共事業・運輸担当大臣の代理 1 人、農業担当大臣の代理 1 人、建設担当大臣の代理 1 人、海外諸県・海外領土担当大臣の代理 1 人、設備・生産計画の長官またはその代理 1 人、および郵政省経理局長を含むものとする。

財政または銀行業に関する専門的能力にもとづき財政経済担当大臣が任命する者 8 人。ただし、国有銀行の代表 3 人、銀行業協会の推薦する民間銀行の代表 2 人、金融業者協会の推薦する金融業者の代表 1 人、対外取引金融機関の代表 1 人、およびパリ公認仲買人組合の理事 1 人を含むものとする。

(1969年 2 月15日の命令第69—173号により改正)《つぎに掲げる公共金融機関または公私混合金融機関の代表者の職務を行なう者 7 人。ただし、預金供託金庫の理事長、Crédit foncier de la France の総裁、Crédit national の頭取、農業信用金庫の理事長、経済協力中央金庫の理事長、フランス国民公庫の理事長、および財政経済担当大臣が選任する者 1 人を含むものとする。》

③国家信用評議会は、その内部につぎに掲げる 5 つの委員会を設置する。預金委員会、短期信用委員会、中長期信用委員会、貿易委員会および銀行・金融業者委員会。

④国庫局長は、国家信用評議会およびその内部に設置する委員会のすべての会議に出席する。

⑤（1962年4月9日の命令第62—434号により改正）《海外諸県または海外領土に関連する業務を検討するために、担当大臣は、その所管事項についてのみ議決権を有する特別の代理人を選任することができる。》

⑥（1963年8月21日の命令第63—856号により追加）《モナコ大公国に関連する業務を検討するために、国家信用評議会およびその内部に設置した委員会は、モナコ政府が選任する正委員1人またはその補欠委員に議決権を与えるものとする。》

第13条 〔国家信用評議会の権限〕

①国家信用評議会は、財政担当大臣に対して、銀行または貯蓄金庫の預金を増強し、手持現金を減少させ、帳簿貨幣の使用を促進し、公共利益のために公衆の手持資金を吸収するためのあらゆる措置を勧告するものとする。

②国家信用評議会は、銀行の集中ならびに組織および制度の整備による銀行取引に関する一般経費の節減を目的とするすべての計画の作成に参加するものとする。国家信用評議会は、民間銀行および国有銀行の手数料の率を提案するものとする。

③国家信用評議会は、財政担当大臣に対して、国庫の需要に応じるために、フランス本土、海外領土および外国において行なう公債発行に当って準備すべき手持資金の割合を提案するものとする。

④国家信用評議会は、銀行預金の支払性および投資の安全を確保するために必要なすべての措置を提案するものとする。

⑤国家信用評議会は、資本参加、補助金、税法上の特典、事業保証、事業認許状等の国の直接または間接の財政的関与について諮問を受けるものとする。

⑥国家信用評議会は、国の財政的関与につき、当該事業の種類にし

たがって用いられるべき手段および技術を調査するものとする。

⑦国家信用評議会は、とくに国の復興および経済の近代化計画に関する資金調達のために、輸出入計画に関する信用供与の一般的方針について、経済担当大臣の諮問を受けるものとする。

⑧国家信用評議会は、前項の目的を達成するため、経済担当大臣および国の経済近代化計画の策定を担当する諸機関から、当該計画の投資計画を作成し、ならびに、公募される長期債券を優先的に発行し、かつ売出すために必要なすべての情報の提供を受けるものとする。国家信用評議会は、信用供与に関する統計調査機関の運営を監督する。

⑨国家信用評議会は、信用供与の配分に関するすべての指令および経済担当大臣または財政担当大臣から諮問を受けたすべての問題について答申を行なうものとする。

⑩国家信用評議会は、経済担当大臣に対して、地方信用評議会の設置を提案することができる。地方信用評議会の構成および権限は、経済担当大臣の命令をもってこれを定める。

⑪国家信用評議会は、預金もしくは業務の増大または全土にわたる支店網の拡大により、本法が国有化する銀行と同一の性格をもつにいたった銀行の国有化の要否について検討する。国家信用評議会は、本法第6条に定める銀行以外の銀行その他の金融機関の国有化について、政府が議会に提案することを勧告する。

⑫国家信用評議会は、フランス銀行を介して、銀行業組織常設委員会に付与されていたすべての権限を行使する。同委員会は、本法施行の日に解散する。

一九一 ⑬国家信用評議会は、すべての省、銀行監督委員会およびフランス銀行から、その任務を遂行するに必要なすべての書類の提出を受けるものとする。

⑭国家信用評議会は、その議長または副議長の招集にもとづいて、

月に1回会議を開催しなければならない。国家信用評議会は、財政経済担当大臣に対して、毎年、第1四半期中に、金融状況およびそれとともにうすすべての問題に関する報告書を提出しなければならない。

第14条 〔金融機関に関する大蔵大臣の命令事項〕

①国有化された金融機関の運営に関する基本原則は、国家信用評議会の提案にもとづき、かつ、3ヵ月の期間内に、財政経済担当大臣の命令をもってこれを定める。

②国有化されない金融機関の運営に関する基本原則は、前項と同一手続による第2の命令をもってこれを定める。

③前2項の命令には、とくに、つぎに掲げる事項を定めなければならない。

金融機関に関する貸借対照表の作成および公示に関する規則

銀行業務に関する規則

銀行の証券資産の構成に関する規則

公債の発行および借換えに関する金融機関の義務

本法に定める銀行の業務執行機関の構成員および金融機関の従業員につき、銀行業務に従事するために就任することのできない他の職業。

第15条 〔銀行監督委員会〕

①（1959年5月29日の命令により改正）《銀行監督委員会は、つぎに掲げる者をもってこれを構成する。》

《委員長であるフランス銀行総裁、参事院財務部長、財政省国庫局長、または財政担当大臣の命令をもって任命するこれらの者の補欠委員》

《銀行業協会の推薦にもとづいて財政担当大臣の命令をもって任命する銀行の代表者1人またはその補欠委員》

《最も代表的な労働組合組織の推薦にもとづいて財政担当大臣の命令をもって任命する銀行の従業員の代表1人またはその補欠委員》。

②（1950年5月27日の法律第34条により改正）銀行監督委員会が宣告した制裁は、当事者またはその代理人が呼び出された場合、および当該委員会の正委員またはその補欠委員が少くとも4人出席した場合にかぎり、これを有効とする。当事者は、この者が監督委員会に出頭を命じられた場合には、参事院付弁護士および破毀院付弁護士、弁護士会に正式に登録している弁護士、銀行業協会もしくは当該銀行が属する事業者団体の構成員、または、銀行業協会もしくは事業者団体の会員である会社の指揮者を代理人として出席させ、または、その補佐を受けることができる。

③前項に定める手続以外の手続に関する規則は、財政経済担当大臣の命令をもってこれを定める。

④銀行監督委員会は、1941年6月13日および14日の法律に定める調査、監督および懲戒に関するすべての権限を行使する。委員会の権限は、金融業者におよぶものとする。

⑤銀行監督委員会は、銀行登録簿から抹消され、もしくは登録を停止されたすべての企業および業者、または、銀行登録簿もしくは金融業者登録簿に登録されることなく、一定期間内にその業務を停止すべき旨の決定の通知を受けたすべての企業および業者につき、清算人を指名することができる。

⑥銀行または金融業者の管理、業務執行または指揮が、正規にその権限を有する者によって遂行できない場合には、その理由のいかんを問わず、銀行監督委員会またはその追認を条件として委員長は、当該銀行または当該金融業者のために仮取締役を選任することができる。この仮取締役には、管理、業務執行または指揮に必要な権限を与える。

⑦（1973年1月4日の法律第73—8号第16条により第7項廃止）

⑧～⑫（1966年1月3日の命令第66—8号により第8項ないし第12項廃止）

⑬銀行監督委員会のすべての決定は、これを国家信用評議会に通知しなければならない。

⑭（1963年8月21日の命令第63—856号により追加）《モナコ大公国に関連する業務を検討するために、銀行監督委員会には、モナコ政府が選任する評議権を有する正委員1人またはその補欠委員を加えるものとする。》

第6章 雑 則

第16条 〔銀行業務に従事することのできる者の資格〕

（1975年7月10日の法律第75—601号により改正）国際条約が存する場合を除き、フランス国籍またはヨーロッパ経済共同体加盟国の国籍をもたない者は、業として銀行業務を営むことも、なんらかの資格で銀行またはその支店を管理しまたは業務執行することもできず、さらに、常任代理人としてこの銀行のために署名することもできない。ただし、財政経済担当大臣の同意をもって個別的にその例外を認めることができる。

第17条 〔政府の役割〕

政府は、国家信用評議会の意見を聴取したのち、財政担当大臣および経済担当大臣の提案にもとづいて、施行規則の形式による命令をもって、6ヵ月の期間内に、フランスの対外取引の発展に必要な信用および信用保険の条件の改善を目的とするすべての措置をとることができる。政府は、このために、とくに、輸出入信用を専門とする新たな金融機関の創設を計画し、かつ、既存の金融機関の定款の変更または

改組，とくに，対外取引のための国立銀行および輸出入に対する信用保険を目的として，すべての行政機関または国が補助金の交付を行なっているすべての機関の改組を評議会に提案することができる。

第18条 〔国有化される銀行の最後の株主総会〕

第7条および第8条の規定にかかわらず，国有化された預金銀行の株主は，1945年12月31日まで在任する取締役会により，1946年中に開催される株主総会に，これを招集するものとする。この株主総会は，取締役および監査役の報告を聞き，1945年営業年度の計算書類を承認し，かつ，当該年度の利益配当を決定することのみを目的とし，いかなる準備金の分配も，また，1945年12月31日に終任する取締役に対する責任解除も，これを行うことができない。

第19条 〔従業員の引継・処遇等〕

①フランス銀行を含む国有化された銀行の従業員の地位，その採用，解雇および報酬の態様は，一切これを変更しない。

②本法の適用にもとづく継続雇用の廃止による解雇の場合には，従業員は，退職した場合の退職金に加えて，解雇補償を受取ることができる。

③1946年3月31日以前に，前2項の解雇された従業員を再就職させるための斡旋の方法は，施行規則をもって，これを定める。

④なんらかの資格で，国有化された銀行の指揮，管理または監督にたずさわりの者は，職務上知りえた秘密を守る義務を負う。

第20条 〔印紙税・登録税の免除〕

本法を施行するための文書および約定書については，印紙税および

登録税はこれを免除する。

第21条 〔廃止規定〕

本法に反するすべての規定は、これを廃止する。

第22条 〔施行令〕

①本法の適用条件は、財政担当大臣の提案にもとづく施行規則の形式による命令をもって、これを定める。

②憲法制定国民議会が審議し、かつ、採択した本法は、国の法律として、これを施行する。

5. 国有預金銀行運営の基本原則を定める 1946年5月28日のデクレ第46—1246号 (国有銀行運営令)

第1条〔適用範囲〕

1945年12月2日の法律（銀行国有化法）第14条の施行令たる本命令は、国有預金銀行にこれを適用する。

第1章 定款の規定，管理，業務関与 の禁止および欠格事由

第2条〔国有銀行の基本的性格〕

国有銀行は、1945年12月2日の法律に別段の定めある場合を除き、株式会社に關する法令にしたがう商事性を有する企業とする。国有銀行は、とくに、第三者との關係および1945年12月2日の法律第8条の規定により創設された受益者持分の所持人との關係につき、商事法令の規定をもってこれを規制する。

第3条〔諮問委員会・手形割引委員会の設置等〕

①（1970年11月25日のデクレ第70—1082号により改正）《国有銀行の定款には、委員4人以上から成る諮問委員会の設置に關する規定を設けなければならない。この委員は、取締役会の会長たる頭取がこれを任命し、かつ、その委員には、かならず取締役2人以上ならびに副頭取1人以上を加えなければならない。この委員会は、頭取が諮問に付した問題を検討する。》

②国有銀行の定款には、また、1個または数個の手形割引諮問委員会の設置に関する規定を設けることができる。この委員会は、農業、工業または商業を実際に営む者の中から取締役会が選任する者、および企業委員会中央会が任命する事業所の従業員代表1人をもってこれを構成する。

③諮問委員会および手形割引委員会の権限および運営条件については、定款と同一条件により承認を受ける内部規則をもってこれを定める。

④現在の主要債務の状況は、定期的に取り締役会の検討に付さねばならない。

⑤（1970年11月25日の命令第70—1082号により追加）《国有銀行の定款を改正したときは、1ヵ月以内にこれを法定公報（全国版）に公示しなければならない。国有銀行に関しては、定款の規定の改正に関する公示は、法定公報による公示以外の措置を要しない。》

第4条 〔取締役の選任・資格・任期・改選〕

①（1973年7月4日の命令第73—604号により改正）国有銀行の取締役は、1973年1月4日の法律第7条に定める条件にしたがって、3年の任期をもってこれを任命する。取締役会の構成員は、前記法律第7条に列挙するa、bおよびdに該当する取締役各1人、ならびに、cまたはeに該当する取締役1人の割合で、毎年その3分の1を改選する。

②3分の1ずつ交代する取締役の改選順序は、最初の3年の任期については抽選をもってこれを決定する。

第5条（1973年7月4日の命令第73—604号により廃止）

第6条〔銀行管理者等の欠格事由〕

つぎの各号に掲げる者は、いかなる資格によっても、国有銀行もしくは国有銀行の支店の管理者もしくは指揮者となることができず、また、この銀行のための常任署名者となることもできない。

- 1° 銀行業務への従事を禁止する1930年6月19日の法律第1条および第2条の適用にもとづき有罪判決を受けた者および復権していない破産者
- 2° フランス国籍を有しない者、または、フランス国籍法典に関する1945年10月19日の命令第81条第3号（1978年7月17日の法律第78—753号第53条により廃止）による権利享有能力を欠く者。ただし、財政担当大臣が個別的な特例を認めた者についてはこのかぎりではない。
- 3° 破産および破産犯罪に関する法令を会社の業務執行者または取締役に適用する1935年8月8日の命令第2条および第3条により有罪判決を受けた者。

第7条〔従業員の兼職制限〕

国有銀行の従業員は、つぎに掲げる業務に従事することができない。

- a) 銀行のいかなる職務に従事する者であることを問わず、あらかじめ書面による届出をすることなく、報酬を受ける労務に従事すること、または、報酬を受ける労働を行なうこと。この規定は、科学、文学または芸術の分野の営為に対してはこれを適用しない。
- b) 従業員が銀行において、少なくともその支店長の地位またはそれに相当する地位にあるときには、商工業企業において管理、業務執行または指揮の職務を担当すること。ただし、家業または当該国有銀行が保全すべき利益を有している銀行業務については、このかぎりではない。その他の場合については、すべて代表役員

の許可を得なければならない。

第8条〔無償供与等に関する明細書の作成義務〕

国有銀行は、その広告費用ならびにすべての補償金または補助金、および自然人もしくは法人に与えたすべての無償供与の明細を記した特別帳簿を作成しなければならない。この特別帳簿は、銀行監督委員会の閲覧に供さなければならない。

第2章 貸借対照表の作成および公示に関する規則

第9条〔会計・統計情報の提出義務〕

国有銀行は、1941年6月13日の法律に定める条件および制裁のもとに、現行法が銀行監督委員会に付託している任務の遂行および国家信用評議会に対して同評議会が要求する情報の提供を可能ならしめるため、同委員会が要求する会計または統計に関するすべての情報および書類を提供しなければならない。

第10条および第11条（1966年1月25日の命令第66—82号により廃止）

第12条〔フランス銀行に対する情報提供義務〕

国有銀行は、フランス銀行が銀行リスクに関する中央機関として機能するために、与信義務に関して要求されるすべての情報をフランス銀行に提供しなければならない。

第13条（1966年1月25日の命令第66—82号により廃止）

第3章 国有銀行の業務執行および業務活動に適用すべき規則

第14条 〔銀行監督委員会の規則制定権〕

①銀行監督委員会は、フランス銀行の提案にもとづいて、必要に応じ、国有銀行が、その業務執行に際して、とくにその支払能力を確保し、かつ、その手元流動性を維持するために、遵守すべき規則を制定し、かつ、改正することができる。

②銀行監督委員会は、一定の国有銀行の特殊事情を考慮し、その個別的決定をもって特別臨時措置を認めることができる。

第15条 〔財務基準の遵守義務〕

(1966年1月25日の命令第66—82号により改正) 前条の適用にもとづき、国有預金銀行に対しては、1946年5月28日の命令第46—1247号第17条に定める条件にしたがって作成された財務基準を遵守する義務を負わせることができる。

第16条 (1966年1月25日の命令第66—82号により廃止)

第17条 〔自己取引の規制〕

一八
一 (1970年11月25日の命令第70—1082号により改正) 国有銀行に対しては、商事会社と個人または企業との間のすべての取引について定める商事会社に関する1966年7月24日の法律第101条ないし第106条の規定を適用する。(1973年7月4日の命令第73—604号により改正) 《この取引に関する会計監督役が提出する特別報告書は、1973年1月4日の法律第5条によって創設された株主総代会の承認を受けなければな

らない。》

第18条 〔公債の発行・借替業務への協力義務〕

国有銀行は、財政担当大臣がその都度定める条件および報酬をもって、公債の発行業務および借替業務に協力しなければならない。

第18条の2 〔本命令の違反者に対する懲戒処分〕

（1966年1月25日の命令第66—82号により追加）本命令の規定に違反した者は、銀行業の規制および組織に関する1941年6月13日の法律（銀行業法）第52条に定める懲戒処分に付する。ただし、同法に定める民事上または刑事上の制裁を課することを妨げない。

6. 国有銀行および国有保険企業における従業員持株制の実施に関する 1973 年 1 月 4 日の法律第73—8 号（国有銀行等従業員持株法）

第 1 章 共通規定

第 1 条 〔国有銀行の従業員持株制〕

①1945年12月2日の法律第45—015号（銀行国有化法）第6条に定める国有銀行とは、国がその資本を有する株式会社をいう。

②前項の規定にかかわらず、資本の最大限4分の1を限度として、当該会社の株式は、命令に定める方式にしたがい、

国有銀行の従業員に対して、これを無償交付することができる、
従業員、預金供託金庫ならびに従業員持株制のために認可された退職年金・互助年金組織に対して、これを有償譲渡することができる。

第 2 条 〔従業員持株制の決定方式〕

本法第1条に定める株式の無償交付および有償譲渡の申出の方式は、参事院の命令をもってこれを定める。従業員のために株式の無償交付を行なう場合には、当該従業員の在職年数および企業におけるその職責を考慮しなければならない。

第 3 条 〔国有銀行の株式〕

①銀行の株式は記名式とする。

②第1条にしたがって有償または無償で譲渡された株式は、参事院

の命令をもって定めた期間および条件にしたがい、金融市場においてこれを流通にすることができる。

③前項の株式は、フランス国籍を有する自然人、ならびに、預金供託金庫、フランス不動産銀行、クレディ・ナショナル、ホテル・商工信用中央金庫、および、投資会社、保険・互助年金・退職年金を業とする会社または組織に属すフランス法上の法人のみがこれを取得することができる。ただし、この自然人の国籍に関する条件は、本法に定める企業の従業員にはこれを適用しない。

④従業員、金融機関、会社または組織が保有できる株式数の最高限度は、参事院の命令をもってこれを定める。

第4条 〔株式無償交付に対する特典〕

①本法第1条の適用にもとづいて行なわれた株式の無償交付は、自然人の所得に対する課税上これを所得とみなさず、かつ、いかなる課税をも行なわない。

②前項の無償交付については、労働および社会保障に関する法令の適用上これを所得とはみなさない。

第5条 〔株主総代会の構成〕

①株主総代会は、各国有銀行につき、株主総会の権限を行使する。

②株主総代会は、つぎの者をもってこれを構成する。

a) 総代会の議長となる参事院財務部長または命令をもって株主総代として任命された参事院の評定官1人

b) 国庫局長

c) 財政経済担当大臣が指名する国の代表3人

d) 最も代表的な労働組合組織の推薦にもとづいて、財政経済担当大臣の命令をもって任命する従業員代表1人

- e) 会社の資本中に占める株主の持株比率が10パーセントを超えない場合には、国以外の株主代表1人、超える場合には2人。この場合、株主代表のうち少なくとも1人は、株式を保有する自然人を代表するものとする。この株主代表は、参事院の命令に定める方式にしたがって、これを選任する。
- f) (1977年6月7日の法律第77—574号第37条により追加)《当該国有銀行の取締役会会長たる頭取。》

第6条 [株主の文書送付・閲覧請求権]

国有銀行の株主は、命令に定める期間内に、株式会社においてその株主総会前に株主の閲覧に供すべき文書の送付を受け、またはこれを閲覧する権利を有する。

第2章 国有銀行に対する適用規定

第7条 [取締役会の構成]

国有銀行は、つぎに掲げる者をもって構成する取締役会がこれを管理する。

- a) 銀行業に関する経営能力に照して財政経済担当大臣が指名する国の代表たる取締役3人
- b) 工業、商業または農業を実際に営む者の中から、産業科学振興担当大臣および農業・地域開発担当大臣の意見を聞いたのち、財政経済担当大臣が指名する取締役3人
- c) 国家信用評議会の意見を聞いたのち、専門的能力に照して財政経済担当大臣が指名する取締役1人。国以外の株主が取締役1人によって代表されるにすぎない場合には、財政経済担当大臣は、同一の条件で、さらに取締役1人を追加指名する。

- d) 最も代表的な労働組合組織の推薦にもとづいて、社会問題担当
国務大臣が指名する取締役 3 人。この場合、3 人の取締役のうち
2 人は、それぞれ会社の管理職員および一般職員でなければならない。
ない。
- e) 銀行の資本中に占める株主の持株比率が10パーセントを超えない
場合には、国以外の株主代表たる取締役 1 人、超える場合には
2 人。この場合、株主代表たる取締役のうちの少なくとも 1 人は、
株式を保有する自然人を代表しなければならない。これらの取締
役は、参事院の命令に定める方式にしたがって、これを選任する。

第 8 条 〔取締役の欠格事由〕

在職中の公務員は、国有銀行の取締役となることができない。ただ
し、本法第 7 条に定める a に該当する場合には、このかぎりではない。

第 3 章 国有保険企業に対する適用規 定〔保険法典 L 第 322—12 条以 下に編入〕

第 9 条 〔従業員持株制実施のための持株会社の創設〕（L 第 322—12 条）

①（1977 年 6 月 7 日の法律第 77—574 号により改正）国有保険企業
集団たる《Assurances générales de France》、《Groupe des assu-
rances nationales》および《Union des assurances de Paris》の
それぞれに、本法にもとづき、もっぱら、この企業集団を構成する企
業の全株式を直接または間接に保有し、その株式に属する権利を行使
し、かつ、この権利を各企業の株主に享受させることを目的とする保
險中央持株会社を創設する。

②（1977年6月7日の法律第77—574号により改正）国が出資を行なう国有保険企業の株式は、これを譲渡することができない。この出資は、本法にもとづいてこれを行なう。この出資については、いかなる費用または負担も課さないものとする。この出資については、登録税を免除する。国有保険企業は、同一企業集団に属する他の企業に資本参加することができる。

③（1977年6月7日の法律第77—574号により改正）各中央持株会社の資本は、その企業集団に属する会社の資本の合計額に相当する額とする。ただし、前項に定める条件にしたがって取得された株式を除く。この資本は、国に交付されるべき株式に分割し、かつ、この株式は、保険法典L第322—22条ないしL第322—25条に定める従業員持株制の目的にこれを供することができる。

④中央持株会社は、その株主に配当金を支払わなければならない。この配当金は、その支出を受けた営業年度中に、当該会社集団に属する会社が中央持株会社に払込まなければならない。

⑤中央持株会社の社長は、当該企業集団を構成するいずれかの会社の社長と同一人とする。

⑥1966年7月24日の法律第66—537号（会社法）第95条、第111条および第278条の規定は、保険中央持株会社にはこれを適用しない。同法の規定は、本節の適用を妨げない。

第10条 〔株主総代会〕（L第322—19条）

第13条（保険法典L第322—20条）に規定する場合を除き、株主総会の権限は、第9条（同L第322—12条）に定める国有保険企業に関するかぎり、企業集団の中央持株会社の株主総代会がこれを行使する。

第11条 〔取締役会の構成〕（L第322—15条）

保険中央持株会社の取締役会は、社長のほかに、つぎに掲げる者をもって構成する。

- a) 財政経済担当大臣が指名する国の代表たる取締役 3 人
- b) 国家保険評議会の意見を聞いたのち、その専門的能力に照して財政経済大臣が指名する取締役 1 人。国以外の株主が取締役 1 人によって代表されるにすぎない場合には、財政経済担当大臣は、同一の条件で、さらに取締役 1 人を追加指名する。
- c) 一般職員、幹部職員および監督職員（管理職および監査職にある幹部職員）ならびに外務員のそれぞれを代表する取締役 3 人。この 3 人の取締役は、最も代表的な労働組合組織の推薦にもとづいて、社会問題担当国务大臣が指名する。
- d) 保険事業の種類別に、当該企業の経営に参加するに最も適した生産者または消費者の全国組織の推薦にもとづいて、財政経済担当大臣が指名する被保険者の代表たる取締役 3 人
- e) 保険中央持株会社の資本中に占める株主の持株比率が10パーセントを超えない場合には、国以外の株主代表たる取締役 1 人、超える場合には 2 人。この場合、取締役のうちの少なくとも 1 人は、株式を保有する自然人を代表しなければならない。これらの取締役は、参事院の命令に定める方式にしたがって、これを選任する。

第12条 〔国有保険企業の管理〕（L第322—14条）

第13条（保険法典L第322—16条）の規定を除き、国有保険企業は、当該企業集団の中央持株会社の取締役会がこれを管理する。

第4章 雑則

第13条 〔一定の保険会社の経営機関〕

(L第322—20条) ①《groupe Mutuelle générale française》に属する企業の総会の権限は、第5条(L第322—18条)に定める株主総代会と同様に構成された委員会がこれを行行使する。ただし、第11条(L第322—15条) eに定める取締役は、国家保険評議会が指名する被保険者の代表1人をもってこれに代える。

(L第322—16条) ②前項の企業の実務取締役会は、第11条(L第322—15条)に定める取締役会と同一の構成とする。ただし、第11条(L第322—15条) bおよびeに定める取締役は、国家保険評議会の意見を聞いたのち、その専門的能力に照して、財政経済担当大臣が指名する取締役3人をもってこれに代える。

第14条 〔労働者の企業利益参加令との関係〕

①1967年8月17日の命令第67—693号(労働法典L442—1条以下に編入)第9条の規定にかかわらず、企業成長の成果に対する国有銀行の従業員の参加は、株式の交付をもってこれを行なうことができる。

②本法第3条の規定は、従業員参加のために交付された株式に対してこれを適用する。ただし、この株式は、前項の命令第6条に定める期間の満了後においてのみこれを流通に置くことができる。

第15条 〔商事会社法との関係〕

1966年7月24日の法律第66—537号(会社法)の規定は、本法の適用を妨げない。

第16条 〔廃止規定〕

1945年12月2日の法律第45—015号(銀行国有化法)第9条(第1項)、第10条(第3項)、および第15条(第7項)の規定は、これを廃止する。

第17条 〔施行令〕

本法の適用方式は，参事院の命令をもってこれを定める。

7. 従業員持株制の実施に関する1973年1月4日の法律第73—8号を国有銀行に適用することを目的とする1973年7月4日の命令第73—604号（国有銀行等従業員持株法施行令）

第1章 株式の無償交付

A 最初の交付

第1条 〔従業員の資格〕

①1945年12月2日の法律（銀行国有化法）第6条に定める国有銀行の従業員は、この者が1973年1月1日現在在職し、かつ、この日までに当該企業に少なくとも5年間在職するときは、株式の無償交付を受ける。

②現に労働契約を結んでいる従業員であって、銀行従業員の労働に関する全国労働協約の適用を受ける者は、本命令の適用につき、これを従業員とみなす。一時的に職務を離れている従業員も、本命令の適用につき、これを従業員とみなす。職務を離れている期間は、株式の無償交付を受けるために必要な在職期間の算定につき、これを考慮する。

第2条 〔無償交付株数の決定方法〕

国有銀行の従業員に無償で交付される株式の数は、つぎに掲げる一

覧表にしたがって、1973年1月1日現在の当該従業員の在職期間およびその職責に応じてこれを定める。

職 責	在 職 期 間					
	五 一 〇 年 以 上 未 満	一 一 〇 五 年 以 上 未 満	一 二 〇 五 年 以 上 未 満	二 二 〇 五 年 以 上 未 満	二 三 〇 五 年 以 上 未 満	三 〇 年 以 上
一般従業員および2級職	6	7	8	9	10	12
3級職および4級職	8	9	10	11	13	15
5級職, 6級職および7級職	10	11	12	14	16	18
8級職および特別職	12	13	14	16	18	20

B 第2回目以降の交付

第3条 〔第2回目以降の無償交付の方法〕

①株式の無償交付は、1974年から1983年までの毎年、当該年度の1月1日に初めて第1条に定める条件を満たすこととなる国有銀行の従業員、ならびに、すでに無償交付を受けている者で、当該年度の1月1日に第2条に定める在職期間または職責のいずれにか達する者に対してこれを行なう。この場合、すでに無償交付を受けている者に対しては、第2条の一覧表にしたがい、当該年度の1月1日の在職期間および職責にもとづいて請求することのできる株式数とそれ以前に交付された株式数との差にあたる株式を交付する。

②いかなる場合においても、第4条に定める条件にしたがって譲渡される株式数を含めて、国の持株比率が4分の3未満に減少する結果をもたらす場合には、前項の無償交付はこれを行なうことができない。

一七〇

第2章 有償譲渡の申出

第4条 〔株式の有償譲渡の方法〕

①資本の額の5パーセントを限度として、国有銀行は、つぎに掲げる者から請求がある場合には、これに対し、1回または数回その株式を譲渡することができる。

個人で、または、企業成長の成果に対する従業員の参加もしくは企業貯蓄計画実施のために創設された投資共同資金を介して、株式の譲渡を請求する従業員

預金供託金庫

財政経済担当大臣が従業員持株制のために特別に認可した退職年金・互助年金組織

②前項の株式の譲渡を請求する者は、財政経済担当大臣の命令に定める数量を限度として、株式を取得することができる。

③株式は、申出価格と請求株式数とを考慮して、これを譲渡する。

第3章 株式の流通

第5条 〔無償交付株式の譲渡制限〕

①本命令第1章の適用にもとづいて無償交付される株式は、その交付の年の4月1日から起算して5年を経過するまで、これを流通におくことができない。ただし、第6条に列挙する例外の場合については、このかぎりではない。

②準備金の資本組入による株式の無償交付の場合には、交付される新株式は、その交付を受ける権利を有する旧株式と同年月日にこれを流通におくことができる。1株に満たない権利を表章する証券は、ただちにこれを流通におくことができる。この場合、適法に取得した当該証券を呈示して、無償交付株式の交付を受けることができる。

③資本の増加の場合には、すべての新株引受権は、金銭出資株式と

同様に、ただちにこれを流通におくことができる。

第6条 〔無償交付株式の譲渡制限の例外〕

無償で交付された株式は、つぎに掲げる場合には、第5条に定める期間の経過前にこれを流通におくことができる。

本人の婚姻

解雇

退職

社会保障法典第310条に定める第2種または第3種に該当する本人
またはその配偶者の廃疾

本人またはその配偶者の死亡

第7条 〔有償譲渡株式の流通可能時期〕

本命令第2章の適用にもとづいて有償で譲渡された株式は、1973年10月1日以降、これを流通におくことができる。

第8条 〔同一人による持株制限〕

①自然人が同一人の名で登録することのできる国有銀行株式の最高限度数は、これを500株とする。

②1973年1月4日の法律（国有銀行等従業員持株法）第3条に定める法人は、国有銀行の資本の1パーセントを超える割合の株式数を保有することができない。

第4章 株主総会の権限を行使する総代会および取締役会に関する規定

一六八

第9条 〔株主代表の選挙方法〕

①株主総会の権限を行使する総代会および取締役会における国以外の株主代表は、無記名投票による選挙をもってこれを選任する。議決は、書面をもってこれを行なう。各株式は1個の議決権を有する。欠員が生じた場合には、選挙は欠員が生じた日から3ヵ月以内にこれを行なわなければならない。

②投票の2ヵ月前に、法定公報（全国版）への通知の掲載および勤務する場所における掲示、または、株主名簿に記載されている住所へ宛てた各別の通知状により、株主に対し前項の選挙を通知しなければならない。

③候補者は、少なくとも株式6株を有する者でなければならない。この候補者は、取締役会の会長たる頭取または立候補受付を委任された者に対して、投票日の少なくとも1ヵ月前にその立候補を通知しなければならない。

④取締役会の会長たる頭取またはその代理は、候補者名簿を作成し、かつ、投票の少なくとも15日前に、本条第2項に定めるいずれかの方法で公示を行なわなければならない。

⑤投票の最多数を得た候補者の1人、必要ある場合には2人を当選とする。

第10条 〔選挙管理、裁判管轄〕

①投票の実施は、当該国有銀行がこれを担当する。開票は、当該銀行の頭取またはその代理が統轄し、かつ、銀行の代表2人および中央企業委員会が指名する従業員代表2人を含む事務局の監視のもとでこれを行なう。

②選挙に関する争訟は、当該国有銀行の本店所在地の商事裁判所の管轄とする。

第11条 〔株主代表の選出方法〕

①国有銀行の資本に占める国以外の株主の持株比率が10パーセントを超えない場合には、選挙を行なう月に先立つ月の初日に株式を有する自然人のみが、選挙権を有し、かつ、被選挙資格をもつ。

②国以外の株主の持株比率が10パーセントを超える場合には、前項に定める自然人のみが、株主総会の権限を行使する総代会における国以外の株主代表の選挙および取締役会における株主代表の選挙に参加する。この自然人は、この選挙に立候補することができる。選挙の行なわれる月に先立つ月の初日に株式を有する者はすべて、株主代表の追加選任について投票権を有し、かつ、この地位の被選挙資格をもつ。この場合には、第9条に定める条件にしたがわなければならない。

③前項に定める場合においては、国以外の各株主代表を選任するため、別個に投票を行なわなければならない。必要な地位に欠員が生じた場合において、在任中の代表が自然人株主のみによって選任されたときには、すべての株主が選挙に参加する。反対の場合には、自然人株主のみが選挙に参加する。

④選挙人名簿は、各投票ごとに、国有銀行がこれを作成する。選挙人名簿には、各株主の氏名および住所、または商号および本店所在地、ならびにその持株数を記載しなければならない。

第12条 〔総代会構成員の任期〕

①株主総会の権限を行使する総代会の構成員の任期は、3年とする。

②前項の任期は、3年ごとにこれを更新することができる。

第13条 〔国有銀行運営令の改正〕

I. —1946年5月28日の命令（国有銀行運営令）第4条は、つぎの規定をもってこれに代える。

⇒国有銀行運営令第4条参照

Ⅱ. —1946年5月28日の命令第5条は、これを廃止する。

Ⅲ. —1970年11月25日の命令によって改正された1946年5月28日の命令第17条第2文は、つぎのごとくこれを改正する。

⇒国有銀行運営令第17条参照

第5章 雑則および経過規定

第14条〔株主の権利〕

①国有銀行の株主は、1973年1月4日の法律（国有銀行等従業員持株法）第5条により創設された総代会の各会合に先立つ15日以内に、1967年3月23日の命令（会社法施行令）第133条および第135条に定める書類および情報を、株主の指定した住所に宛て国有銀行から送付を受ける権利を有する。

②前項と同一の期間内に、株主は、国有銀行の本店において、1966年7月24日の法律（会社法）第168条および1967年3月23日の命令（会社法施行令）第135条に定める書類および情報に関する書類を、閲覧・謄写する権利を有する。

③本命令第4章に定める各選挙に先立つ15日以内に、株主は、国有銀行の本店において、選挙人名簿を閲覧・謄写することができる。

第15条〔国有銀行の機関に関する経過規定〕

①1973年1月4日の法律（国有銀行等従業員持株法）第5条により創設された総代会および取締役会における国以外の株主代表の第1回目の選挙は、遅くとも、1973年10月1日までにこれを行なわなければならない。

②現在の取締役会の構成員は、前項の期日をもって終任する。銀行

監督委員会は、同日に、株主総会としての任務を終了する。

③新しい取締役会ならびに1973年1月4日の法律により創設された総代会は、第1項に定める期日から活動を開始する。

第16条 〔取締役の追加選任の方法〕

①国有銀行の資本に占める国以外の株主の持株比率が10パーセントを超えた場合には、株主総会の権限を行使する総代会における追加された2人目の株主代表および取締役会における追加された2人目の株主代表の選任のための選挙は、3ヵ月以内にこれを行なわなければならない。

②1973年1月4日の法律（国有銀行等従業員持株法）第7条cに定める取締役であって、その任期の残存期間が最も短い取締役の任期は、国以外の2人目の株主代表の選挙の翌月の初日をもって終了する。

第17条 〔法人の持株制限の経過規定〕

本命令第8条第2項に定める持株限度数は、預金供託金庫については、1975年12月31日まで、3パーセントとする。

8. 投資市場への勧誘ならびに投資および保険取引に関する1972年1月3日の法律第72—6号（証券販売法）

第1章 有価証券取引の勧誘に関する 総則規定

第1条 〔訪問販売の禁止とその例外〕

①有価証券の訪問販売はこれを禁止する。訪問販売に従事する者とは、証券を即時に引渡し、かつ、その形態のいかんを問わず代金の全部または一部を即時に支払う方法により、有価証券を提供しまたは取得する目的をもって、住所もしくは居所、職場、または公衆の出入する施設に投資者を訪問する者をいう。

②前項の規定にかかわらず、有価証券取引への勧誘行為が、銀行、金融業者、信用金庫および公認仲買人の店頭、または証券取引所において、これらの施設または公衆の出入する施設の用途にしたがい、かつ、その行為が通常実施される条件にしたがって行なわれるときは、これを禁止しない。

第2条 〔勧誘行為の意義〕

①有価証券の取引を目的とする勧誘は、本法の定める制限および条件にしたがう場合にかぎり、これを許可する。

②勧誘行為とは、有価証券の引受、買受、交換もしくは売却、または有価証券取引への参加を勧める目的をもって、住所もしくは居所、職場または公衆の出入する施設に投資者を訪問することを、業として

行なうことをいう。

③前項と同一の目的をもって、人の住所もしくは居所または職場に宛てて、書状もしくは案内状の送付または電話により、業として役務の提供を申し出でまたは勧める行為も、これを勧誘行為とみなす。

④前2項に定める行為が、銀行、金融業者、信用金庫、公認仲買人および1942年2月14日の法律第290号第19条の2の適用される証券業補助者の店頭、または証券取引所において、これらの施設または公衆の出入する施設の用途にしたがい、かつ、その行為が通常実施される条件にしたがって行なわれるときは、本章の規定を適用しない。

第3条 〔勧誘行為をなしうる者〕

①銀行、金融業者、信用金庫、公認仲買人、または1942年2月14日の法律第19条の2の適用される証券業補助者以外の者は、有価証券の取引を目的とする勧誘を行なうことができない。

②勧誘を行なおうとする者のとるべき手続は、本法第12条に規定する命令をもってこれを定める。

第4条 〔財政経済省出納官の勧誘行為〕

前条の規定にかかわらず、財政経済省出納官がその売捌きの許可を受けた証券については、出納官も第2条第3項に定める勧誘行為を行なうことができる。

第5条 〔勧誘行為の禁止される取引とその例外〕

①つぎの場合については、勧誘行為を禁止する。

- 1° 有価証券の相場にもとづく差金決算取引を行なおうとする者の団体への参加を目的とする場合
- 2° フランスまたは外国の取引所における定期取引を目的とする場

合。ただし、証券を直近の清算期日において取得しまたは引渡す目的をもって、書面による注文にもとづいて行なわれた確定定期取引についてはこのかぎりではない。

3° フランスにおける発行または販売につき事前の許可を必要とするが、いまだその許可をえていない外国の有価証券または外国の投資共同資金（契約型投資信託）受益証券に関する取引を目的とする場合

4° 会社成立後2年以上存続し、かつ、2回にわたり貸借対照表を作成しているという要件を満たしていないフランスの会社が発行する有価証券の引受を目的とする場合。ただし、つぎの場合についてはこのかぎりではない。

a) 国もしくは地方公共団体の保証付の社債、または会社成立後2年以上存続し、かつ、2回にわたり貸借対照表を作成しているフランスの会社の保証付の社債に関する取引

b) 国が動産もしくは不動産を現物出資し、または国が少なくとも5年間にわたり、発行会社もしくは証券所持人に対し、その証券の利息もしくは利益配当または元金の全部または一部の支払に必要な資金の提供を引受けているフランスの会社が発行する有価証券に関する取引

c) 可変資本型投資会社または電気通信事業への金融を行なうための許可をうけた会社が発行する有価証券に関する取引。

5° 会社の既発行有価証券であって、証券取引所に正規に上場されていないものに関する取引。ただし、可変資本型投資会社の有価証券に関する取引についてはこのかぎりではない。

②本条〔第1項〕第4号および第5号に定める禁止は、以下に定める条件を具備する商工業用不動産賃貸会社の発行する有価証券の引受または買受をさせることを目的とする勧誘については、これを適用し

ない。

財政経済担当大臣の命令をもって定められる資本および法定準備金の合計額の一定割合を超える帳簿価額を有する不動産が、直接または間接に同一の賃借人に対して貸付けられていないこと。

財政経済担当大臣が許可を与えた1個または数個の機関から、その証券が証券取引所に正規に上場されるまでの間、引受人または買受人の支払った価格に応じて定められる最低価格をもって、販売された有価証券を買戻す撤回不能の約定を取りつけていること。

第6条 〔募集趣意書による勧誘行為〕

①有価証券の引受または買受をさせることを目的とする勧誘行為を行なうときは、対象となる有価証券のそれぞれにつき、勧誘の相手方である投資者に対し、勧誘と同時に簡潔な募集趣意書を交付し、または送付しなければならない。

②募集趣意書は、勧誘を行なう者または事業所の責任においてこれを作成する。募集趣意書は、交付時または送付時現在において最新のものでなければならない。募集趣意書は、証券取引委員会に対して、これを届出なければならない。証券取引委員会は、必要なあらゆる説明または証明の提出を求め、募集趣意書の体裁または内容の変更を要求し、その流布を禁止することができる。

③募集趣意書の体裁および内容については、第12条に規定する命令をもってこれを定める。

第7条 〔勧誘員証—その1〕

①第2条第2項に定める勧誘行為に従事するすべての勧誘員は、第3条の適用にもとづき勧誘行為を行なう資格を有する者または事業所の交付する勧誘員証を携帯しなければならない。勧誘員は、1枚にか

ざり、勧誘員証を携帯することができる。

②勧誘員証の作成に関する条件については、第12条に規定する命令をもってこれを定める。

第8条〔勧誘員証—その2〕

①勧誘行為を行なうすべての者または事業所は、これらの者の雇用する被用者について、住所、本店または支店その他の営業所の所在地を管轄する大審裁判所検事局に対し、第7条に定める勧誘員証を交付した勧誘員の氏名、住所および身分について記載した申告書を事前に提出しなければならない。

②財政経済担当大臣の許可がある場合を除き、第3条に定める者または事業所は、これらの者が共同してまたは各別に資本の3分の2以上を有する会社以外の法人に対し、第2条第2項に定める勧誘行為を自己の計算において行なうことを委託することができない。

③勧誘行為が法人に委託されているときは、この法人の雇用するすべての自然人は、住所もしくは居所、職場または公衆の出入する施設において投資者を勧誘するに際し、第7条に定める勧誘員証を携帯しなければならない。

④（1975年7月10日の法律第75—601号により改正）《第3条に定める者または事業所は、国際条約に定めがある場合を除き、フランスまたはヨーロッパ経済共同体加盟国の国籍を有する成年者にかぎり、勧誘員証を交付することができる。勧誘員証は、大審裁判所検事局に対する申告書の届出の日から1ヵ月の期間が経過したのちでなければ、これを交付することができない。》

⑤銀行業に従事することを禁止された者は、勧誘員証の交付を受けることができない。

⑥大審裁判所検事の理由を付した請求があるときは、勧誘員証を回

収しなければならない。大審裁判所検事の決定は即時に執行力を生じ、かつ、この決定については、すべての利害関係人は、大審裁判所に対して異議申立をすることができる。

⑦本条第1項に定める記載事項の変更，ならびに勧誘員証の回収は、大審裁判所検事にこれを通知しなければならない。

⑧本条第1項ないし第4項，第6項および第7項の規定に違反した者は，これを2,000フラン以上30,000フラン以下の罰金に処する。

第9条 〔雇主の授權のない取引の禁止〕

勧誘員が，勧誘の相手方に対し，計算の帰属主体であり，かつ，雇用主である者または事業所の明白な指示ある取引以外の取引を申出することは，これを禁止する。

第10条 〔罰則規定〕

第1条，第3条，第5条，第7条（第1項），第8条（第5項）および第9条の規定に違反した者は，これを刑法典第405条に定める刑に処する。

第11条 〔雇主の民事責任〕

第3条に定める者または事業所は，勧誘員証の交付を受けた勧誘員がその資格においてなした行為につき，損害賠償責任を負う。反対の特約がある場合においても，勧誘員は，第3条に定める者または事業所との関係において，これを民法典第1384条にいう被用者とみなす。

第12条 〔参事院命令への委任〕

本章の適用の態様については，参事院の命令をもってこれを定める。

第13条 〔廃止規定〕

勧誘行為の規制に関する1935年8月8日の命令およびその改正規定は、これを廃止する。ただし、外国の商業取引所または商品取引所に関する同命令第3条および第8条については、このかぎりではない。

第2章 有価証券による貯蓄計画および共同投資機関に関する規定

第14条 〔適用規定〕

①保険契約または金銭無尽契約に関する特別の規定の適用がある場合を除き、第2条第2項に定める勧誘行為であって、有価証券による貯蓄計画の申込をうけることを目的とするものについては、第16条ないし第22条の規定を適用する。ただし、本法第1章の規定の適用を妨げない。

②本章の適用については、申込人に対し、1回かぎりの支払を義務づけ、または分割払の義務を課する中期または長期の契約は、これを有価証券による貯蓄計画とみなす。

第15条 〔勧誘行為〕

つぎに掲げる行為については、第18条、第19条および第20条の規定を適用する。ただし、第1章の規定の適用を妨げない。

1° 有価証券による貯蓄計画の申込を目的としてなされる広告および第2条第3項に定める勧誘行為

2° 第2条第2項および第3項に定める勧誘行為および第14条に定める行為以外の勧誘行為であって、1945年11月2日の改正命令第45—2710号の適用をうける投資会社または有価証券から成る証券資産の管理を主目的とする共同投資機関の発行するあらゆる種類

の証券の申込を目的とする行為。

第16条 〔申込証の作成義務、記載事項等〕

①勧誘員が第14条に定める貯蓄計画の申込をさせる目的で、住所、居所もしくは職場または私的もしくは公衆の出入する施設に投資者を訪問した際に締結された契約は、証券取引委員会の定める条件にしたがって作成される申込証によってこれを証明しなければならない。本項に違反する契約は、これを無効とする。

②申込証には、投資者の署名のなされた場所および年月日を記載し、あわせて、第21条の定めるところにしたがい解除の権能を有すること、ならびにその行使の態様および効果を明示し、かつ、勧誘員は第17条に定める資金および有価証券の受領を禁止されている旨を、明瞭な文字をもって特記しなければならない。本項に違反する申込証による契約は、これを無効とする。

③契約を締結した投資者に対しては、印紙を貼用しない申込証の写し1通を交付しなければならない。

第17条 〔現金等の受領禁止〕

第14条に定める取引に従事する勧誘員が、勧誘の相手方である投資者から、現金、手形、有価証券または無記名式もしくは指図式の小切手を受領することは、これを禁止する。

第18条 〔募集趣意書の交付義務および記載事項〕

①第14条および第15条に定める勧誘行為をなすときは、勧誘の相手方である投資者に対し、勧誘と同時に募集趣意書を交付し、または送付しなければならない。

②募集趣意書には、契約の相手方の負担する義務の種類、および申

込者の負担する債務の範囲を、明示しなければならない。

第19条 〔証券取引委員会の承認〕

①前数ヵ条に定める申込証および募集趣意書については、その配布に先立ち、証券取引委員会の承認をうけなければならない。

②証券取引委員会は、前項の承認を与えるに際し、前項に定める文書の体裁または内容の変更を命じることができる。委員会は、必要なあらゆる説明または証明の提出を求め、この要求が満たされないときは、承認を拒絶することができる。

第20条 〔証券取引委員会への届出義務等〕

①証券取引委員会は、前条に定める文書が誠実かつ適法に作成されているか否かを審査するため、第14条および第15条に定める勧誘行為に際し、投資者に宛てて送付もしくは交付され、または視聴覚的方法により伝達された他のあらゆる資料の届出を命じることができる。

②同委員会は、また、第14条および第15条に定める行為に関連する資料であって、かつ、その配布、刊行、交付または伝達の方法および場所のいかんを問わず、公衆または契約の受益者に宛てられたあらゆる資料につき、事前の届出を命じることができる。

③証券取引委員会は、前2項に定める資料の体裁および内容の変更を命じることができる。ただし、届出の日から起算して21日の期間内に同委員会が明示の拒絶をしなかったときは、これらの資料は、これを配布、刊行、交付または伝達することができる。

④同委員会は、いつでもこれら資料の変更を命じ、またはその即時の回収を命じることができる。

第21条 〔クーリング・オフ〕

①第14条に定める条件のもとで勧誘員の勧誘をうけた投資者が、この勧誘員の訪問をうけた際に、その勧誘行為によって契約を締結するにいったときは、この契約の解除のために、投資者に対し、15日を下らない熟慮期間が付与されなければならない。

②前項に定める期間の利益の放棄は、これを無効とする。

第22条 〔払込金の返還義務〕

前条に定める契約の解除がなされたときは、申込人が支払った金額の全額を返還しなければならない。ただし、保険契約に関する1930年7月13日の法律第55条の2（保険法典L第131—3条）の規定の適用がある場合についてはこのかぎりではない。

第23条 〔業者の費用・手数料の規制〕

①財政経済担当大臣は、証券取引委員会の意見を聴取したのち、有価証券による貯蓄計画の管理を担当する事業者が徴収しうる費用および手数料の種類について定めることができる。

②財政経済担当大臣は、また、証券取引委員会の意見を聴取したのち、前項に定める貯蓄計画によって払込がなされる際に徴収する費用および手数料の総額につき、または、特定の1回もしくは数回の決算期の期中に支払われる費用および手数料の額につき、その最高限度および最低限度を定めることができる。

第3章 1966年12月28日の法律第66 —1010号第2章の適用ある勧 誘行為に関する規定

第24条および第25条（1966年12月28日の法律第66—1010号第9条およ

び第11条参照)

第4章 最終規定

第33条 〔罰則規定〕

第6条, 第16条, 第17条, 第18条, 第19条, 第20条および第22条に違反した者は, これを2ヵ月以上2年以下の禁錮および2,000フラン以上40,000フラン以下の罰金に処し, またはそのいずれか一方の刑に処する。

第35条 〔強行規定性〕

本法の規定については, 当事者間の特約をもってその適用を排除することができない。

〔本研究については早稲田大学昭和54—55年度の指定課題研究助成金の交付を受けた。〕